

姫島村地域防災計画

(事故等災害対策編)

令和8年3月

姫島村防災会議

一 目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の目的	3
第1節 計画の目的.....	5
第2節 計画の性格と内容.....	5
第3節 計画の理念.....	5
第4節 計画の位置付け.....	6
第5節 計画の修正.....	7
第6節 計画の周知.....	7
第7節 想定する事故等災害.....	7
第2部 共通する災害予防	9
第3部 共通する災害応急対策	11
第4部 共通する災害復旧・復興	13
第5部 各種災害対策	15
第1節 道路災害対策.....	17
第2節 航空機災害対策.....	24
第3節 海上災害対策.....	32
第4節 大規模な火災対策.....	41
第5節 林野火災対策.....	48
第6節 放射性物質事故対策及び原子力災害対策.....	57
I 放射性物質事故対策.....	57
II 原子力災害対策.....	65
第7節 危険物等災害対策.....	76
第8節 その他の災害対策.....	88

目次

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的

第 1 節 計画の目的

第 2 節 計画の性格と内容

第 3 節 計画の理念

第 4 節 計画の位置付け

第 5 節 計画の修正

第 6 節 計画の周知

第 7 節 想定する事故等災害

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、姫島村における防災活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって村域の保全と村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、風水害や地震・津波等による自然災害と区別される災害の対応を明確化するものであり、「姫島村地域防災計画」の「事故等災害対策編」として定めるものであり、県の防災基本計画、防災業務計画と連携した村の地域に関する計画である。なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

この計画で示した事故等災害項目は、以下のとおりである。

- (1) 道路災害
- (2) 航空機災害
- (3) 海上災害
- (4) 大規模な火災
- (5) 林野火災
- (6) 放射性物質事故
- (7) 危険物等災害
- (8) その他の災害

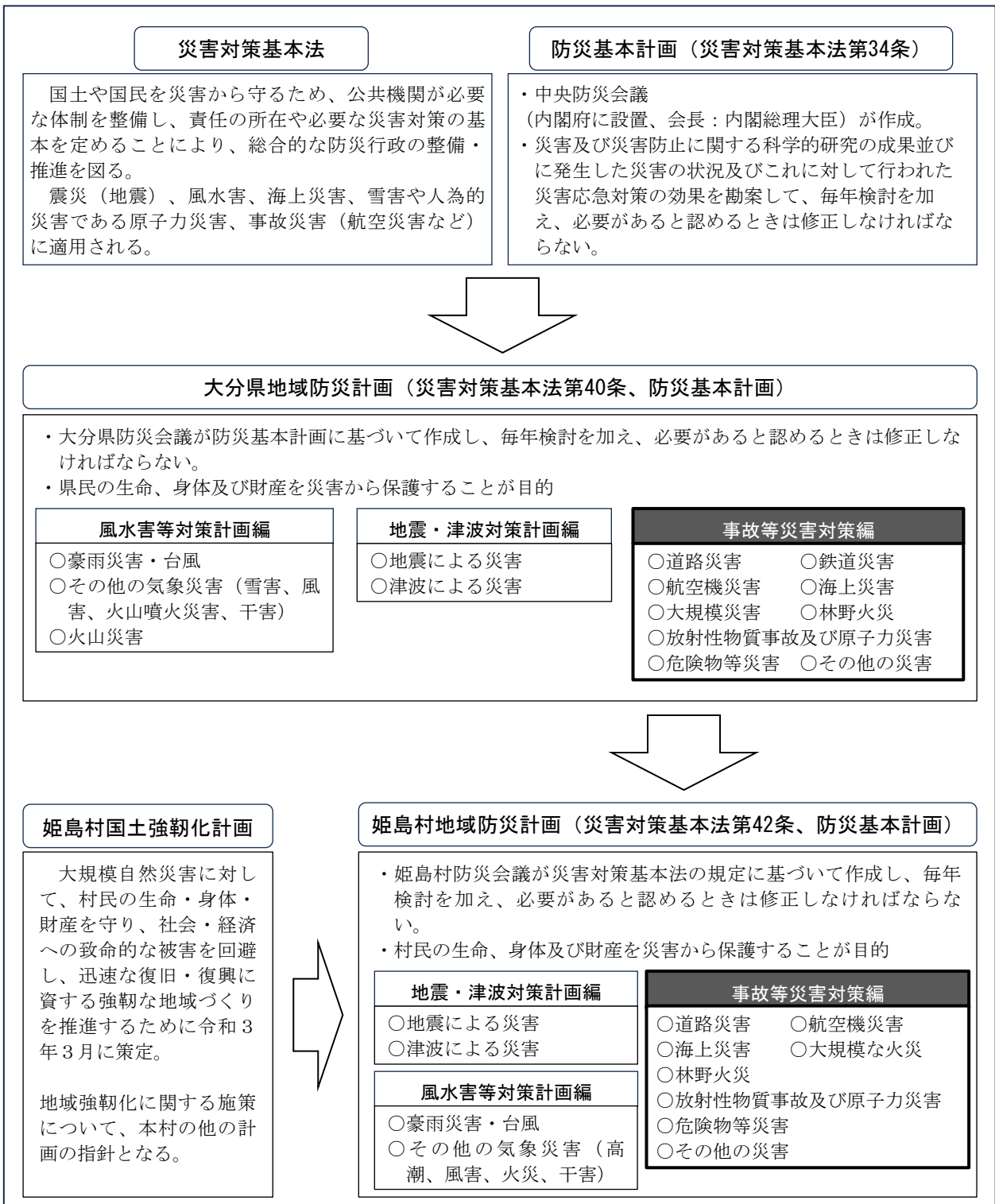
第3節 計画の理念

「村民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

- (1) 村民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進
 - ・災害に強いむらづくり
 - ・災害に強い人づくり
 - ・迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置
- (2) 迅速かつ的確な災害応急対策の実施
 - ・活動体制の確立
 - ・生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開

- ・被災者の保護及び救助のための活動の展開
 - ・社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進
- (3) 速やかな復旧・復興の推進

第4節 計画の位置付け



第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、特別の事情のないかぎり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えるものとする。

第6節 計画の周知

この計画は、平素から、訓練、研修、広報その他の方法により、村及び防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については村民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

第7節 想定する事故等災害

事故等災害を想定するにあたっての基本的な考え方は、次のとおり。

事故等災害の発生する形態については、単独で発生する場合、地震・津波や風水害等に伴い同時に発生する場合及び大規模災害の対応に伴い二次災害として発生する場合がある。

例えば、台風の直撃を受けた場合、人家等への被害に加え、土砂の崩壊等により道路災害等が同時に発生することが考えられる。地震発生時には、家屋の倒壊やタンスの下敷きになるなどして多数の死傷者が発生し、併せて危険物等災害や大規模な火災等が同時に発生することが考えられる。

また、航空機災害については、地震・津波、風水害又は事故等災害時に、防災ヘリコプター、自衛隊機、報道機関の航空機等が被害調査や取材等で被災地上空を航行し、これが二次災害としての航空機災害を引き起こし、さらには林野に墜落した場合の林野火災の発生要因となる場合も考えられる。

一地点での単独災害であれば、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が集中的に活動できるが、複合災害（複数の災害、事故が同時に発生した災害）の場合は防災関係機関の調整という特有の課題が生じる。また、交通網や情報システムに支障をきたすといった単独災害では考えにくい防災活動を阻害する事象も起きやすい。

二次災害の場合も、元となった災害への災害対応体制がとられている中での災害発生であり、複合災害と同様の防災関係機関の調整又は体制の変更という課題が生じる。

このように、事故等災害でも単独災害、複合災害又は二次災害では災害対応の形態が異なることから、これを混合して複雑にとらえるよりも区別して対応を検討する方が合理的である。そこで、この計画においては単独災害を想定する。

第1部 総則 第1章 計画の目的

第 2 部 共通する災害予防

※地震・津波対策編第 2 部「災害予防」及び風水害等対策編第 2 部「災害予防」を参照。

第3部 共通する災害応急対策

※地震・津波対策編第3部「災害応急対策」及び風水害等対策編第3部「災害応急対策」を参照。

第 4 部 共通する災害復旧・復興

※地震・津波対策編第 4 部「災害復旧・復興」及び風水害等対策編第 4 部「災害復旧・復興」を参照。

第5部 各種災害対策

第1節 道路災害対策

第2節 航空機災害対策

第3節 海上災害対策

第4節 大規模な火災対策

第5節 林野火災対策

第6節 放射性物質事故対策及び原子力災害対策

第7節 危険物等災害対策

第8節 その他の災害対策

第1節 道路災害対策

この節は、自然災害による道路構造物の被災、道路事故、多重衝突やトンネル内での車両火災等の道路事故等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「共通する災害予防」及び第3部「共通する災害応急対策」によるものとする。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

事故等災害に関し、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、「風水害等対策編」に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、以下のとおり定める。

(1) 村

イ 村長、教育委員会

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (ホ) 活動体制等の確立
- (ヘ) 医療救護活動の実施及び調整
- (ト) 広報活動の実施

(2) 消防機関

イ 国東市消防本部姫島出張所

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 防災無線の習熟
- (ニ) 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ホ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (ヘ) 活動体制等の確立
- (ト) 救助・救急活動の実施
- (チ) 消防活動の実施
- (リ) 危険物等の防除等
- (ヌ) 広報活動の実施

(3) 大分県

イ 知事、教育委員会

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (ニ) 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟

第5部 各種災害対策

- (ホ) 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (ヘ) 情報の収集・連絡
- (ト) 活動体制等の確立
- (チ) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (リ) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (ヌ) 医療救護活動の実施、応援要請等
- (ル) 消火活動に係る応援要請等
- (ヲ) 広報活動の実施
- ロ 警察本部（公安委員会）
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実
 - (ハ) 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
 - (ホ) 活動体制等の確立
 - (ヘ) 緊急輸送のための交通の確保
 - (ト) 救助活動の実施
 - (チ) 危険物等の防除
 - (リ) 交通安全施設の応急復旧
 - (ヌ) 広報活動の実施
 - (ル) 再発防止対策の実施
- (4) 指定地方行政機関
 - イ 九州地方整備局
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実
 - (ハ) 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
 - (ニ) 情報の収集・連絡
 - (ホ) 活動体制等の確立
 - (ヘ) 広報活動の実施
 - ロ 福岡管区气象台（大分地方气象台）
 - (イ) 気象情報の収集・分析、提供
 - (ロ) 広報活動の実施
- (5) 自衛隊
 - イ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - ロ 部隊の災害派遣
- (6) 指定公共機関及び指定地方公共団体
 - イ 日本赤十字社（大分県支部）
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実

- (ハ) 防災無線の習熟
- (ニ) 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ホ) 情報の収集・連絡
- (ヘ) 活動体制等の確立
- (ト) 救護班の派遣命令
- (チ) 広報活動の実施
- ロ 一般社団法人大分県医師会
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実
 - (ハ) 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ニ) 情報の収集・連絡
 - (ホ) 活動体制等の確立
 - (ヘ) 救護班の派遣要請等
 - (ト) 広報活動の実施

2 道路災害予防

(1) 道路災害に強いむらづくり

イ 道路災害対策

交通量の増大に対処した道路の拡充整備を図るとともに、警察本部、教育委員会等を中心に関係機関が協力し交通安全教育の徹底、交通安全諸施設の充実に努め、全村民をあげた事故防止を確立するものとする。

ロ 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び県警察本部は、道路交通の安全を確保するための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

ハ 道路施設等の整備

- (イ) 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。
- (ロ) 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- (ハ) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

(2) 道路災害に強い人づくり

イ 防災訓練の実施

村、県及び防災関係機関は、風水害等対策編第2部第3章第2節「防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、村、県、防災関係機関、道路管理及び村民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

ロ 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

ハ 要配慮者対策

村及び県は、風水害等対策編第2部第3章第5節「要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分に配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

イ 防災情報の収集・連絡体制の強化

(イ) 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。

(ロ) 村、県、警察本部、国東市消防署姫島出張所、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会及び道路管理者は、適切な応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に又は他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(ハ) 村は、防災ラジオ、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

ロ 応援協力体制の整備

(イ) 村、県及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、風水害等対策編第2部第4章「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(ロ) 村、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

ハ 救助・救急及び医療（助産）救護

(イ) 村、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、風水害等対策編第2部第4章「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(ロ) 村及び県は、あらかじめ、国東市消防署姫島出張所及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(ハ) 道路管理者は、救助・救急活動について、平時から国東市消防署姫島出張所等との連携を強化しておくものとする。

ニ 消防力の強化

(イ) 道路管理者の取るべき措置

消防活動について、平時から国東市消防署姫島出張所等との連携を強化しておくものとする。

(ロ) 村のとるべき措置

- a. 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- b. 国東市消防署姫島出張所、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

ホ 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動が行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

3 道路災害応急対策

(1) 災害情報の収集伝達

イ 道路管理者の取るべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

ロ 村及び防災関係機関のとるべき措置

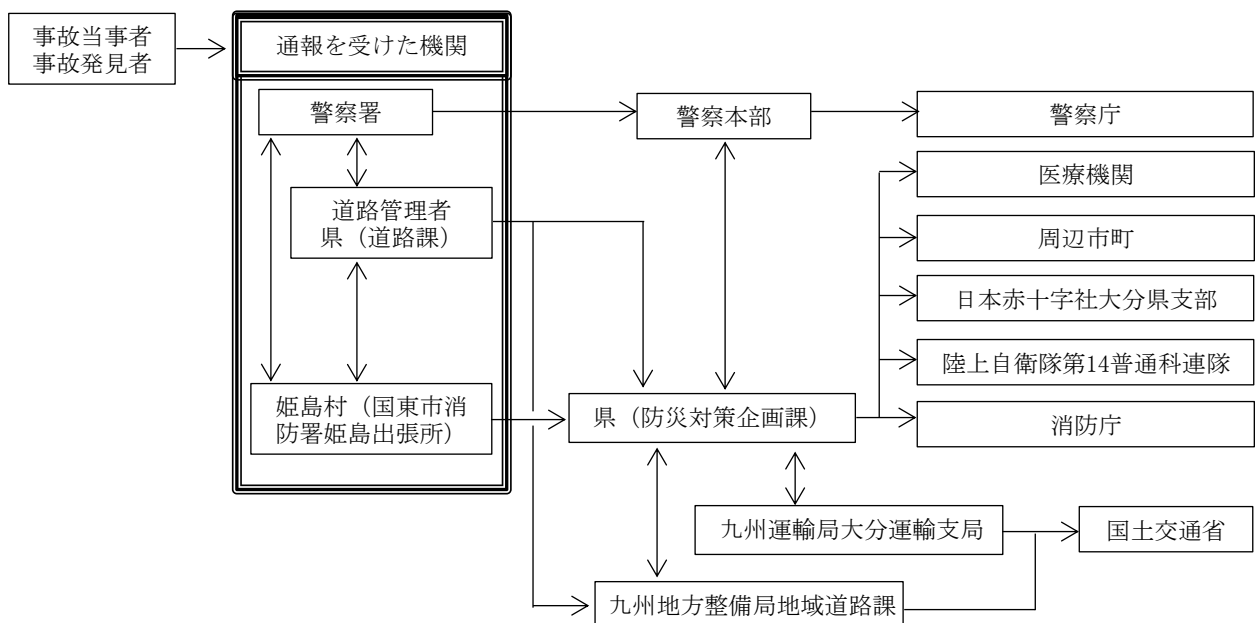
(イ) 村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、風水害等対策編第3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

(ロ) 村及び国東市消防署姫島出張所から県への道路災害の緊急連絡は、風水害等対策編第3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

ハ 道路災害情報伝達系統図

道路災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

■ 県道の場合



(2) 活動体制の確立

イ 道路管理者の活動体制

- (イ) 道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- (ロ) 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

ロ 村の活動体制

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

ハ 相互応援協力

- (イ) 道路管理者は、建設業者等との応援協定に基づき、障害物の除去、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。
- (ロ) 村は、道路災害の規模が村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難であると認められる場合には、風水害等対策編第3部第2章第7節「広域的な応援要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。
- (ハ) 国東市消防署姫島出張所は、道路災害の規模が村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村との調整の上、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

ニ 自衛隊の災害派遣要請

村は、大規模な道路災害が発生し、必要があると認めるときは、風水害等対策編第3部第2章第9節「自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

ホ 災害広報

村、県、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、風水害等対策編第3部第2章第16節「広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

イ 搜索、救助・救急及び医療救護活動

- (イ) 村は、国東市消防署姫島出張所、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急活動及び医療救護活動を実施するものとする。
- (ロ) 国東市消防署姫島出張所は、保有する資機材を活用し、村、県警察本部、

医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

ロ 消防活動

(イ) 道路管理者は、国東市消防署姫島出張所等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(ロ) 国東市消防署姫島出張所は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(ハ) 県は、村長等の要請に基づき、防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。

(ニ) 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

(4) 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、国東市消防署姫島出張所、県警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、「第5部 第7節 危険物等災害対策」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(5) 道路施設・交通安全施設の応急復旧

イ 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

4 道路災害復旧

(1) 災害復旧の方針

道路管理者は、村、県及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。

また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

(2) 復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第4部「共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第2節 航空機災害対策

この節は、日航ジャンボ機墜落事故のように、航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故による乗客や村民の多数の死傷者等の発生といった航空災害に対して、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「共通する災害予防」及び第3部「共通する災害応急対策」によるものとする。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

事故等災害に関し、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、「風水害等対策編」に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、以下のとおり定める。

(1) 村

イ 村長、教育委員会

(イ) 情報の収集・連絡体制の強化

(ロ) 初動体制の充実

(ハ) 航空機災害を想定した総合的な防災訓練の実施

(ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等

(ホ) 活動体制等の確立

(ヘ) 医療救護活動の実施及び調整

(ト) 広報活動の実施

(2) 消防機関

イ 国東市消防本部姫島出張所

(イ) 情報の収集・連絡体制の強化

(ロ) 初動体制の充実

(ハ) 防災無線の習熟

(ニ) 航空機災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力

(ホ) 情報の収集・連絡、避難誘導等

(ヘ) 活動体制等の確立

(ト) 捜索活動の実施

(チ) 救助・救急活動の実施

(リ) 消防活動の実施

(ヌ) 広報活動の実施

(3) 大分県

イ 知事、教育委員会

(イ) 情報の収集・連絡体制の強化

(ロ) 初動体制の充実

(ハ) 大分空港における防災体制の充実

(ニ) 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟

- (ホ) 航空機災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (ヘ) 情報の収集・連絡
- (ト) 活動体制等の確立
- (チ) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (リ) 搜索活動に係る応援要請等
- (ヌ) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (ル) 医療救護活動の実施、応援要請等
- (ヲ) 消火活動に係る応援要請等
- (ワ) 広報活動の実施
- ロ 警察本部（公安委員会）
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実
 - (ハ) 航空機災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
 - (ホ) 活動体制等の確立
 - (ヘ) 緊急輸送のための交通の確保
 - (ト) 搜索活動の実施
 - (チ) 救助活動の実施
 - (リ) 交通安全施設の応急復旧
 - (ヌ) 広報活動の実施
- (4) 指定地方行政機関
 - イ 大阪航空局（大分空港事務所）
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実
 - (ハ) 航空機災害を想定した総合的な防災訓練の実施
 - (ニ) 情報の収集・連絡
 - (ホ) 活動体制等の確立
 - (ヘ) 広報活動の実施
 - ロ 福岡管区気象台（大分地方気象台）
 - (イ) 気象情報の収集・分析、提供
 - (ロ) 広報活動の実施
 - ハ 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の強化
 - (ハ) 航空機災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ニ) 情報の収集・連絡
 - (ホ) 活動体制の確立
 - (ヘ) 緊急輸送のための交通の確保

第5部 各種災害対策

- (ト) 捜索活動の実施及び支援
- (チ) 救助・救急活動の実施及び支援
- (リ) 広報活動の実施
- (5) 自衛隊
 - イ 航空機災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - ロ 部隊の災害派遣
- (6) 指定公共機関及び指定地方公共団体
 - イ 日本赤十字社（大分県支部）
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実
 - (ハ) 防災無線の習熟
 - (ニ) 航空機災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ホ) 情報の収集・連絡
 - (ヘ) 活動体制等の確立
 - (ト) 救護班の派遣命令等
 - (チ) 広報活動の実施
- ロ 一般社団法人大分県医師会
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実
 - (ハ) 航空機災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ニ) 情報の収集・連絡
 - (ホ) 活動体制等の確立
 - (ヘ) 救護班の派遣要請等
 - (ト) 広報活動の実施

2 航空機災害予防

(1) 航空機災害に強い人づくり

イ 航空機の事故防止対策

航空機の運航者に対し、航空法並びに関連諸規定等の遵守の徹底を図るとともに、事故及び捜索救護に対処する施設等の拡充並びに関係行政機関の連絡協調体制の確立を推進する。

ロ 防災訓練の実施

村、県、防災関係機関は、風水害等対策編第2部第3章第2節「防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、村、県、防災関係機関、航空輸送事業者及び村民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

ハ 要配慮者対策

村及び県は、風水害等対策編第2部第3章第5節「要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分に配

慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

イ 防災情報の収集・連絡体制の強化

(イ) 航空輸送事業者は、航空機災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。

(ロ) 村、県、警察本部、消防本部、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会及び航空輸送事業者は、適切な応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に又は他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

(ハ) 村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

ロ 応援協力体制の整備

村、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

ハ 救助・救急及び医療（助産）救護

(イ) 村、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、風水害等対策編第2部第4章「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(ロ) 村及び県は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

ニ 消防力の強化

(イ) 村のとるべき措置

a. 「消防力基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

b. 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

3 航空機災害応急対策

(1) 災害情報の収集伝達

イ 大阪航空局大分空港事務所の取るべき措置

大分空港事務所は、事故災害が発生した場合、事故に関する情報を収集して状況の把握に努め、事故の発生が空港又は空港周辺地域の場合、国東市、国東市消防本部及び国東市民病院へ通報し、必要な支援活動を求める。

ロ 村及び防災関係機関の取るべき措置

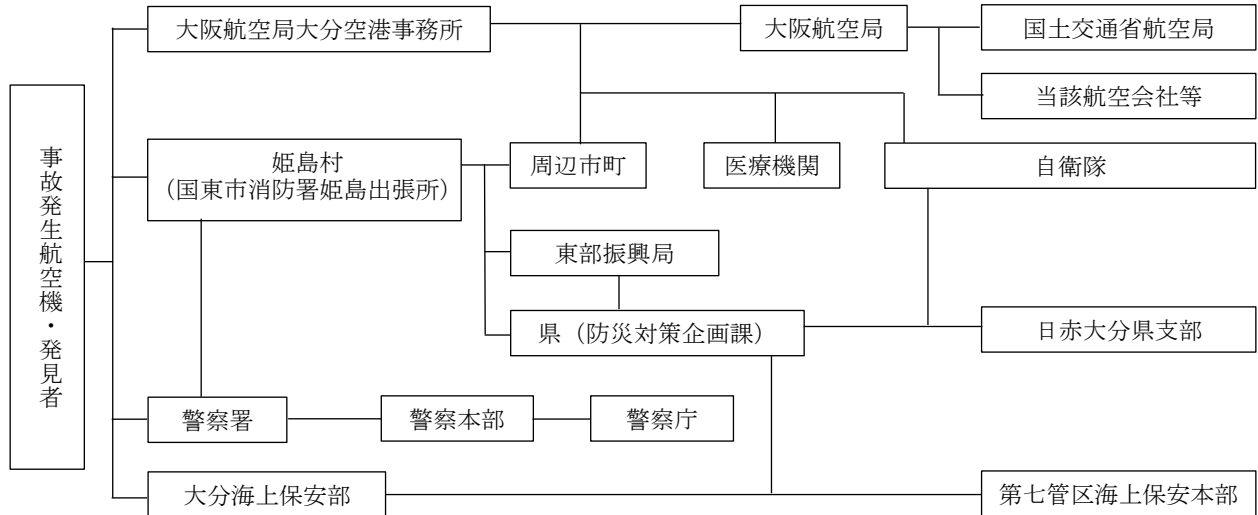
(イ) 村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、風水害等対策編第3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

(ロ) 村及び消防本部から県への道路災害の緊急連絡は、風水害等対策編第3部

第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

ハ 航空機災害情報伝達系統

航空機災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



* 上記の他、大阪航空局大分空港事務所と警察署、国東市消防本部及び大分海上保安部間で通報連絡を行う。

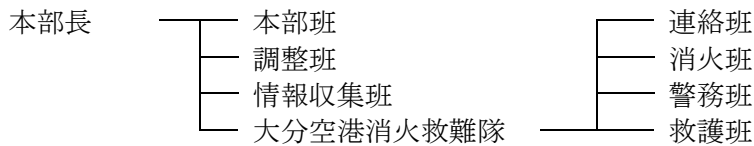
(2) 活動体制の確立

イ 航空輸送事業者の活動体制

航空輸送事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

ロ 大阪航空局大分空港事務所の組織

航空機事故が発生し、必要な場合、大分空港事務所内に事故対策本部を組織し、迅速・的確に対応する。



ハ 村等の活動体制

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ大分県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

また、その他の防災関係機関においても、それぞれ事故対策のために必要な組織を確立する。

ニ 相互応援協力

(イ) 県は、事故対策を円滑に進めるため、必要に応じて関係機関及び関係団体
に出席を求めて合同連絡会議を開催し、必要な調整を行う。

[合同連絡会議出席機関]

- ・ 県
- ・ 関係市町村
- ・ 関係消防機関
- ・ 日赤大分県支部
- ・ 大阪航空局大分空港事務所
- ・ その他必要と認める関係機関、団体

(ロ) 県は、村（消防機関）から指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係の指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、そのあつせんを行う。

また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請するとともに、内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

(ハ) 村は、航空災害の規模が村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難であると認められる場合には、風水害等対策編第3部第2章第7節「広域的な応援要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

(ニ) 消防本部は、航空災害の規模が村の消防体制では十分は応急措置の実施が困難と認められる場合には、村との調整の上、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

ホ 自衛隊の災害派遣

(イ) 大阪航空局大分空港事務所は、災害の状況により必要と認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

(ロ) 県は、航空災害が発生し、村（消防機関）から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、風水害等対策編第3部第2章第9節「自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

ヘ 災害広報

村、県、防災関係機関及び航空輸送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、風水害等対策編第3部第2章第16節「広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

イ 捜索、救助・救急及び医療救護活動

(イ) 航空輸送事業者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・

救出が行われるよう協力するものとする。

- (ロ) 村は、村地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。
- (ハ) 消防機関は、保有する資機材を活用し、村、県警察本部等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。また、地元医療機関等で医療班を組織し、現地で応急措置を施したあと、後方医療機関に搬送する。
- (ニ) 県は、村（消防機関）の実施する救急活動について、必要に応じて支援等を行う。
- (ホ) 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、村民の避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

ロ 消防活動

- (イ) 航空輸送事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう協力するものとする。
- (ロ) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。さらに消防力を必要とする場合は、県に対して、消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊等の応援及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあせいを求める。
- (ハ) 県は、村（消防機関）の実施する消防活動について、必要に応じて支援等を行うとともに、村（消防機関）から化学消火薬剤等必要資機材の確保について要請を受けたときは、積極的に協力する。
- (ニ) 県は、村長等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。
- (ホ) 県は、村（消防機関）から緊急消防援助隊等の応援の求めがあり、県内消防力をもってして対応が不可能と認める場合は、消防組織法第24条の3に基づき消防庁長官に対して緊急消防援助隊等を要請する。
- (ヘ) 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 航空機災害復旧

(1) 災害復旧の方針

航空輸送事業者は、村、県及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。

また、航空輸送事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

(2) 復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第4部「共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第3節 海上災害対策

この節は、海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶や陸上施設、海上施設からの危険物・積荷等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災等といった海上災害に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、地震・津波その他の災害によって同様の対策が必要となった場合も、本節に準ずるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「共通する災害予防」及び第3部「共通する災害応急対策」によるものとする。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

事故等災害に関し、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、「風水害等対策編」に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、以下のとおり定める。

(1) 村

イ 村長、教育委員会

(イ) 情報の収集・連絡体制の強化

(ロ) 初動体制の充実

(ハ) 海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施

(ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等

(ホ) 活動体制等の確立

(ヘ) 医療救護活動の実施及び調整

(ト) 広報活動の実施

(チ) 被災した公共施設の復旧

(2) 消防機関

イ 国東市消防本部姫島出張所

(イ) 情報の収集・連絡体制の強化

(ロ) 初動体制の充実

(ハ) 防災無線の習熟

(ニ) 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力

(ホ) 情報の収集・連絡、避難誘導等

(ヘ) 活動体制等の確立

(ト) 捜索活動の実施

(チ) 救助・救急活動の実施

(リ) 消防活動の実施

(ヌ) 広報活動の実施

(3) 大分県

イ 知事、教育委員会

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (ニ) 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- (ホ) 海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (ヘ) 情報の収集・連絡
- (ト) 活動体制等の確立
- (チ) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (リ) 捜索活動に係る応援要請等
- (ヌ) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (ル) 医療救護活動の実施、応援要請等
- (ヲ) 消火活動に係る応援要請等
- (ワ) 広報活動の実施
- (カ) 被災した公共施設の復旧

ロ 警察本部（公安委員会）

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (ホ) 活動体制等の確立
- (ヘ) 緊急輸送のための交通の確保
- (ト) 捜索活動の実施
- (チ) 救助活動の実施
- (リ) 広報活動の実施

(4) 指定地方行政機関

イ 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- (イ) 気象情報の収集・分析、提供
- (ロ) 広報活動の実施

ロ 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- (イ) 関係機関への情報伝達及び協力要請
- (ロ) 航空機又は巡視船艇の被災海域への派遣並びに被害状況の把握及び結果の分析・評価
- (ハ) 避難船舶乗組員の人命救助、被災者等の避難誘導並びに救護・輸送
- (ニ) 避難船舶に対する損壊箇所の修理、積荷油の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業及び安全海域への移動等応急措置の指導
- (ホ) 船舶の航行の制限・禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導、在泊船舶に対する移動及び誘導

第5部 各種災害対策

- (へ) 漂流物の除去等船舶航行の安全を図るための必要な措置
- (ト) 治安の維持
- (チ) 警戒区域の設定
- (5) 自衛隊
 - イ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - ロ 部隊の災害派遣
- (6) 指定公共機関及び指定地方公共団体
 - イ 日本赤十字社（大分県支部）
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実
 - (ハ) 防災無線の習熟
 - (ニ) 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ホ) 情報の収集・連絡
 - (へ) 活動体制等の確立
 - (ト) 救護班の派遣命令等
 - (チ) 広報活動の実施
 - ロ 一般社団法人大分県医師会
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実
 - (ハ) 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ニ) 情報の収集・連絡
 - (ホ) 活動体制等の確立
 - (へ) 救護班の派遣要請等
 - (ト) 広報活動の実施

2 海上災害予防

(1) 海上災害に強い人づくり

イ 防災訓練の実施

村、県及び防災関係機関は、風水害等対策編第2部第3章第2節「防災訓練」の定めにより大規模な海上災害を想定し、村、県防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携し、流出油防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練に積極的を実施するものとする。

ロ 要配慮者対策

村及び県は、風水害等対策編第2部第3章第5節「要配慮者の安全確保」の定めにより、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

イ 防災情報通信網等の整備

- (イ) 海上輸送事業者をはじめとする民間事業者（以下、「関係事業者」という。）は、海上災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備するものとする。
- (ロ) 村は、防災ラジオ、携帯電話等の情報通信網の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

ロ 応援協力体制の整備

- (イ) 関係事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。
- (ロ) 村、県及び防災関係機関は、海上災害が隣接市、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、風水害等対策編第2部第4章「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (ハ) 村、県、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じて習熟するものとする。

ハ 救助・救急及び医療救護

- (イ) 村、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し風水害等対策編第2部第4章「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- (ロ) 村、県及び関係事業者は、あらかじめ、海上保安部、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

ニ 防災体制の強化

(イ) 関係事業者の取るべき措置

海上災害による被害の拡大を最小限に止めるため、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平時から大分海上保安部、消防機関等との連携強化に努めるものとする。

(ロ) 村の取るべき措置

- a. 沿岸部での消火活動、救助活動を効率的に行うため、必要に応じた資機材の整備に努めるものとする。
- b. 国東市消防署姫島出張所、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

ホ 危険物等の大量流出時における防除活動

(イ) 村の取るべき措置

化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除用資機材等の整備に努める。

(ロ) 国東市消防署姫島出張所のとりべき措置

海上災害時の応急活動に使用する消防用資機材の整備に努めるものとする。

へ 流出油災害防止対策

村、県及び石油等危険物取扱者は、大量に流出した危険物等の予防に必要な以下の対策を図るものとする。

(イ) 流出油等の危険物の回収・処理に必要な油処理剤、油吸着材並びに吸引ポンプ等の整備

(ロ) 流出油等の危険物から火災が発生した場合の消火活動や救護活動に必要な化学消防車、放水車、化学消火薬剤、消火器具及び救護車の整備

(ハ) 流出油等の危険物による災害の検知・拡大防止に必要なガス漏洩検知設備及び非常通報・通信機器等の整備

(ニ) 所要の要員の確保、訓練・教育の推進

3 海上災害応急対策

(1) 災害情報の収集伝達

イ 村及び防災関係機関のとりべき措置

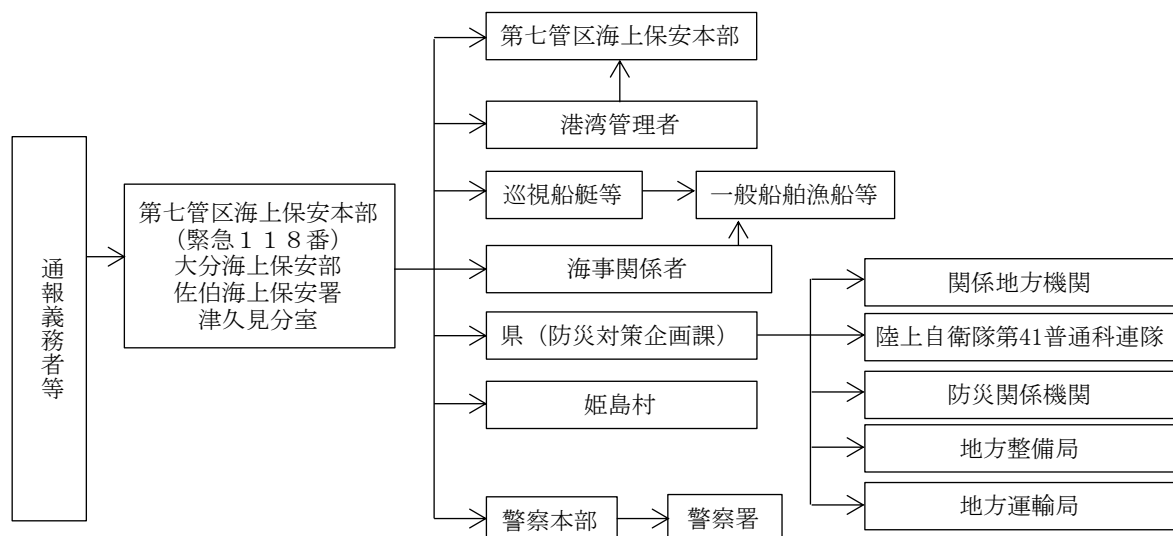
(イ) 村及び防災関係機関は、災害情報の伝達について村地域防災計画の定めにより実施するものとする。

(ロ) 村及び国東市消防署姫島出張所から県への海上災害の緊急連絡は、風水害等対策編第3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

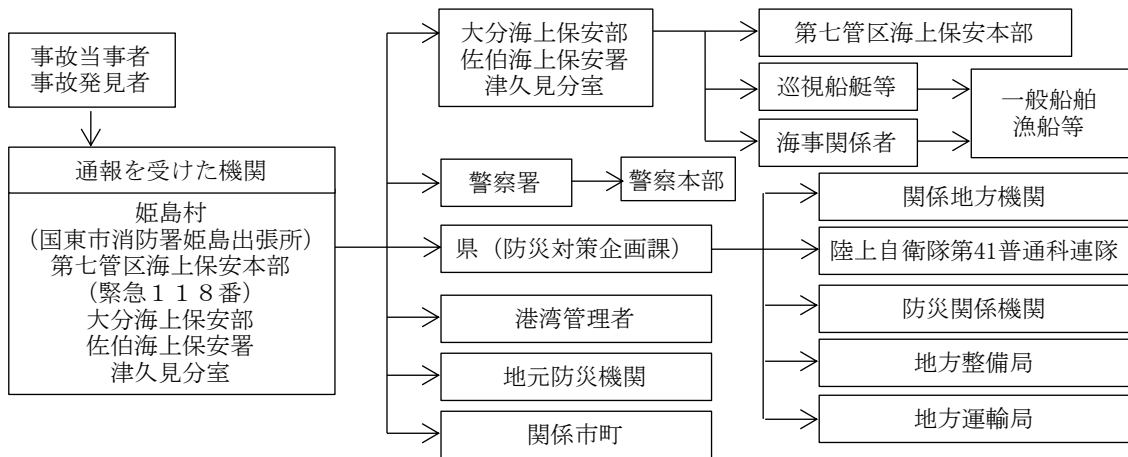
ロ 海上災害伝達系統図

海上災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

■ 海上での災害の場合



■ 陸上からの災害の場合



(2) 活動体制の確立

イ 基本方針

海上災害が発生した場合、村、県、大分海上保安部及び防災関係機関は、迅速・的確に対処するための活動組織を確立する。

ロ 村の活動体制

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

ハ 相互応援協力

村、県、大分海上保安部は、海上災害に係る応急対策を円滑に行うため、必要に応じて関係機関及び関係団体に出席を求めて、連絡調整会議を開催し必要な調整を行う。

(イ) 村のとりべき措置

村は、海上災害の規模が国東市消防署姫島出張所の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、風水害等対策編第3部第2章第7節「広域的な応援要請」の定めにより、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

また、大分海上保安部、県等関係機関との連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請するものとする。

(ロ) 国東市消防署姫島出張所のとりべき措置

国東市消防署姫島出張所は、海上災害が大規模で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村と調整の上、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

ニ 災害広報

(イ) 防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、概ね

次の区分により一般船舶に対して周知を努めるものとする。

対象船舶	機関名	周知事項
港内船舶	大分海上保安部 佐伯海上保安署 津久見分室 関係警察署 海事関係者	巡視船艇等による拡声器による放送、無線通信及び船舶電話 拡声器による放送 船舶電話、無線通信
上記以外の船舶	大分海上保安部 佐伯海上保安署 津久見分室 第七管区海上保安本部 海事関係者	無線通信 船舶電話、無線通信

- (ロ) 防災関係機関は、相互に協力して、流出油等が漂着又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細かな情報を、次の区分により周知させる。また、風水害等対策編第3部第2章第16節「広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

機関名	周知方法	周知事項
姫島村（消防機関） 関係警察署 大分海上保安部	広報車からの放送等 〃 巡視船艇からの放送	1 事故の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置 4 避難準備等一般的注意事項 5 その他必要事項

(3) 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

イ 搜索、救助・救急及び医療救護活動

- (イ) 村は、村地域防災計画の定めにより、国東市消防署姫島出張所、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

また、大分海上保安部等関係機関と協力し、水難救護法に基づき、遭難船舶の救護を行うものとする。

- (ロ) 国東市消防署姫島出張所は、保有する資機材を活用し、村、県警察本部、大分海上保安部等と連携し、救助・救急活動を行い、負傷者の搬送にあたるものとする。また、村長の指示又は要請に基づき応急措置にあたる。

ロ 消火活動

- (イ) 国東市消防署姫島出張所、関係事業者等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(ロ) 大分海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(ハ) 国東市消防署姫島出張所は、海上災害が発生したときは、船舶又は流出油火災の発生に対処するため、必要に応じ消防ポンプ自動車等を出動させる。

火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、大分海上保安部と密接に連携して消火活動を行うものとする。

なお、陸上の施設に延焼するおそれがある場合は、延焼防止の措置を講じるものとする。また、村長の指示又は要請に基づき応急措置にあたる。

(4) 危険物等の大量流出に対する応急措置

イ 村のとりべき措置

(イ) 防除活動への協力等

海上災害の拡大を防止するために、必要に応じ防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供するものとする。

(ロ) 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の巡回監視を行うものとする。

(ハ) 合同連絡会議への参画

合同連絡会議が設置されたときは、村は防除活動の調整に参画するものとする。

(ニ) 漂着油等の応急処理

避難船関係者の要請に基づき、漂着油等の除去に協力する。漂着油等により海岸が著しく汚染されるおそれのある場合は、所要の措置を講じる。

(ホ) 村民に対する広報

流出油が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等の状況を広報し、火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報する。

(ヘ) 避難の指示

流出油による火災が沿岸に及ぶおそれがある場合は、避難の指示を行う。

ロ 国東市消防署姫島出張所のとりべき措置

(イ) 沿岸地先海面の警戒

流出油等の被害及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の警戒にあたるものとする。

(ロ) 合同連絡会議への参画

合同連絡会議が設置されたときは、防除活動の調整に参画するものとする。

(ハ) その他の応急措置

村長の指示又は要請に基づき応急措置を行うものとする。

(5) ボランティアとの連携

村及び県は、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう風水害等対策編第

第5部 各種災害対策

3部第2章第12節「ボランティアとの連携」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

4 海上災害復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第4部「共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第4節 大規模な火災対策

この節は、大阪法善寺横町火災、ホテルニュージャパン火災のように、木造家屋密集地域、雑居ビル、高層住宅等における大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火災に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「共通する災害予防」及び第3部「共通する災害応急対策」によるものとする。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

事故等災害に関し、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、「風水害等対策編」に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、以下のとおり定める。

(1) 村

イ 村長、教育委員会

- (イ) 火災に強いむらづくりの推進
- (ロ) 防災空間の整備
- (ハ) 出火予防対策の推進
- (ニ) 延焼予防対策の推進
- (ホ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ヘ) 初動体制の充実
- (ト) 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- (チ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (リ) 活動体制等の確立
- (ヌ) 医療救護活動の実施及び調整
- (ル) 施設及び設備の応急復旧
- (ヲ) 広報活動の実施

(2) 消防機関

イ 国東市消防本部姫島出張所

- (イ) 出火予防対策の推進
- (ロ) 延焼予防対策の推進
- (ハ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ニ) 初動体制の充実
- (ホ) 防災無線の習熟
- (ヘ) 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- (ト) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (チ) 活動体制等の確立
- (リ) 救助・救急活動の実施
- (ヌ) 消火活動の実施

第5部 各種災害対策

(ル) 広報活動の実施

(3) 大分県

イ 知事、教育委員会

- (イ) 火災に強いむらづくりの推進
- (ロ) 防災空間の整備
- (ハ) 出火予防対策の推進
- (ニ) 延焼予防対策の推進
- (ホ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ヘ) 初動体制の充実
- (ト) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (チ) 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- (リ) 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- (ヌ) 情報の収集・連絡
- (ル) 活動体制等の確立
- (ヲ) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (ワ) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (カ) 医療救護活動の実施、応援要請等
- (ヨ) 消火活動に係る応援要請等
- (タ) 施設及び設備の応急復旧
- (レ) 広報活動の実施

ロ 警察本部（公安委員会）

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (ホ) 活動体制等の確立
- (ヘ) 緊急輸送のための交通の確保
- (ト) 救助活動の実施
- (チ) 広報活動の実施

(4) 指定地方行政機関

イ 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- (イ) 火災気象通報の実施
- (ロ) 広報活動の実施

ロ 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- (イ) 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の参加又は協力
- (ロ) 緊急輸送のための交通の確保

(5) 自衛隊

イ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力

ロ 部隊の災害派遣

(6) 指定公共機関及び指定地方公共団体

イ 日本赤十字社（大分県支部）

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 防災無線の習熟
- (ニ) 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ホ) 情報の収集・連絡
- (ヘ) 活動体制等の確立
- (ト) 救護班の派遣命令
- (チ) 広報活動の実施

ロ 一般社団法人大分県医師会

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ニ) 情報の収集・連絡
- (ホ) 活動体制等の確立
- (ヘ) 救護班の派遣要請等
- (ト) 広報活動の実施

2 大規模な火災予防

(1) 災害に強いむらづくりの形成

イ 災害に強いむらの形成

村及び県は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

(イ) 街区の整備

村及び県は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な街区の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な街区の形成を促進するものとする。

(ロ) 防災空間の整備

村及び県は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火災の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分に幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

(ハ) 建築物の不燃化の促進

村及び県は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に考慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

ロ 火災に対する建築物の安全化

(イ) 消防用設備等の整備、維持管理

村、県、消防本部、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

(ロ) 建築物の防火管理体制

村、県、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的被害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火対象物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

消防本部は、風水害等対策編第2部第3章第3節「消防団・自主防災組織の育成・強化」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

(ハ) 建築物の安全対策の推進

a. 村及び県は、特殊建築物の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

b. 消防本部は、旅館等不特定多数の者を収容する施設については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導をするものとする。

ハ 大規模な火災防止のための情報の充実

村及び県は、大規模な火災防止のため、大分地方气象台と連携の上、特別警報、警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

(2) 災害に強い人づくり

イ 防災訓練の実施

村、県、防災関係機関は、風水害等対策編第2部第3章第2節「防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、村、県、防災関係機関、事業者及び村民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

ロ 防災教育

村、県及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、村民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

ハ 要配慮者対策

村及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

イ 防災情報通信網等の整備

村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

ロ 応援協力体制の強化

(イ) 村、県及び防災関係機関は、大規模な火災における応急対策に万全を期すため、隣接市、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、風水害等対策編第2部第4章「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(ロ) 村、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

ハ 救助・救急及び医療救護

(イ) 村、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、風水害等対策編第2部第4章「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(ロ) 村及び県は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

ニ 消防力の強化

(イ) 村のとるべき措置

a. 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

b. 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

c. 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

ホ 避難対策

村は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃からの村民への周知徹底に努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 大規模な火災応急対策

(1) 災害情報の収集伝達

イ 村及び防災関係機関がとるべき措置

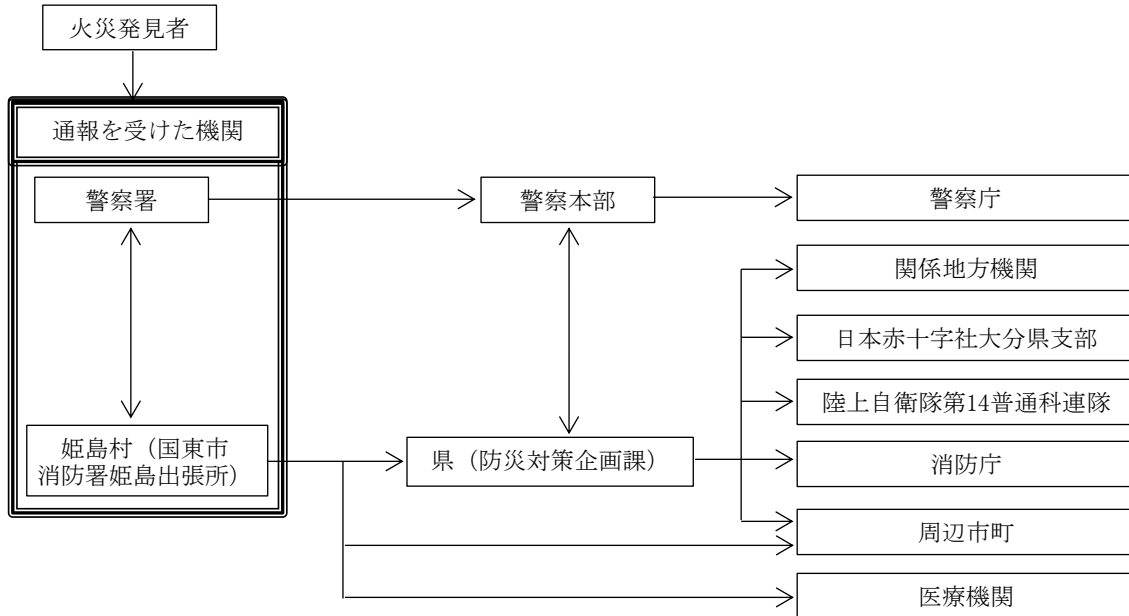
(イ) 村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について風水害等対策編第3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

(ロ) 村及び消防本部から県への大規模な火災の緊急連絡は、風水害等対策編第

3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

ロ 大規模火災伝達系統図

大規模な火災が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



(2) 活動体制の確立

イ 村の活動体制

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

ロ 相互応援協力

(イ) 村は、火災の規模が村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、風水害等対策編第3部第2章第7節「広域的な応援要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

(ロ) 消防本部は、火災の規模が村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整の上、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

ハ 災害広報

村、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火災の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、風水害等対策編第3部第2章第16節「広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施す

るものとする。

ニ 要配慮者対策

村、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

イ 捜索、救助・救急及び医療救護活動

(イ) 村は、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

(ロ) 消防機関は、保有する資機材を活用し、村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

(ハ) 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

ロ 消火活動

(イ) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(ロ) 県は、村長等の要請に基づき、防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。

(ハ) 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

(4) 避難誘導

イ 村等のとるべき措置

大規模な火災により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、村民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

4 大規模な火災復旧

(1) 村、県及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

(2) 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第4部「共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第5節 林野火災対策

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源涵養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

この節は、火災による広範囲にわたる林野の消失、住宅等への延焼等といった林野火災に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「共通する災害予防」及び第3部「共通する災害応急対策」によるものとする。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

事故等災害に関し、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、「風水害等対策編」に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、以下のとおり定める。

(1) 村

- イ 村長、教育委員会
 - (イ) 防火思想の普及
 - (ロ) 監視体制の強化
 - (ハ) 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備
- (ニ) 消防体制の整備
- (ホ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ヘ) 初動体制の充実
- (ト) 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- (チ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (リ) 活動体制等の確立
- (ヌ) 医療救護活動の実施及び調整
- (ル) 二次災害の防止
- (ヲ) 広報活動の実施
- (ワ) 被災施設の復旧等

(2) 消防機関

- イ 国東市消防本部姫島出張所
 - (イ) 防火思想の普及
 - (ロ) 監視体制の強化
 - (ハ) 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備
- (ニ) 消防体制の整備
- (ホ) 情報の収集・連絡体制の強化

- (へ) 初動体制の充実
- (ト) 防災無線の習熟
- (チ) 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- (リ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (ヌ) 活動体制等の確立
- (ル) 救助・救急活動の実施
- (ヲ) 消火活動の実施
- (ワ) 広報活動の実施

(3) 大分県

イ 知事、教育委員会

- (イ) 防火思想の普及
- (ロ) 監視体制の強化
- (ハ) 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備
- (ニ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ホ) 初動体制の充実
- (へ) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (ト) 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- (チ) 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- (リ) 情報の収集・連絡
- (ヌ) 活動体制等の確立
- (ル) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (ヲ) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (ワ) 医療救護活動の実施、応援要請等
- (カ) 消火活動に係る応援要請等
- (ヨ) 二次災害の防止
- (タ) 広報活動の実施
- (レ) 被災施設の復旧等

ロ 警察本部（公安委員会）

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (ホ) 活動体制等の確立
- (へ) 緊急輸送のための交通の確保
- (ト) 救助活動の実施
- (チ) 広報活動の実施

(4) 指定地方行政機関

イ 九州森林管理局（大分西部森林管理署）

第5部 各種災害対策

- (イ) 防火思想の普及
- (ロ) 監視体制の強化
- (ハ) 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備
- (ニ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ホ) 初動体制の充実
- (ヘ) 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- (ト) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (チ) 活動体制等の確立
- (リ) 二次災害の防止
- (ヌ) 広報活動の実施
- (ル) 被災施設の復旧等
- ロ 福岡管区气象台（大分地方气象台）
 - (イ) 火災気象通報の実施
 - (ロ) 広報活動の実施
- (5) 自衛隊
 - イ 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - ロ 部隊の災害派遣
- (6) 指定公共機関及び指定地方公共団体
 - イ 日本赤十字社（大分県支部）
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実
 - (ハ) 防災無線の習熟
 - (ニ) 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ホ) 情報の収集・連絡
 - (ヘ) 活動体制等の確立
 - (ト) 救護班の派遣命令
 - (チ) 広報活動の実施
 - ロ 一般社団法人大分県医師会
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実
 - (ハ) 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ニ) 情報の収集・連絡
 - (ホ) 活動体制等の確立
 - (ヘ) 救護班の派遣要請等
 - (ト) 広報活動の実施

2 林野火災予防

- (1) 林野火災に強いむらづくり
 - 村及び県は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール

等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

また、林野火災防止のため、大分県防災情報システム、村防災行政無線等を利用し、大分地方气象台と連携の上、特別警報、警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるとともに、林野火災防御図等の整備に努めるなど、林野火災対策の推進を図るものとする。

さらに、林野火災の予防活動については関係者の協力が不可欠のため、県、消防機関、その他関係機関、村民等との連携を行いながら、総合的な林野火災対策の推進を図る。

(2) 林野火災に強い人づくり

イ 防災訓練の実施

村、県及び防災関係機関は、風水害等対策編第2部第3章第2節「防災訓練」の定めにより、大規模災害を想定し、村、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び村民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、様々な状況を想定し、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、消防職員、消防団体等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するものとする。

ロ 防災知識の普及・啓発

(イ) 村は県と連携し、山火事予防運動等を通じて、九州森林管理局、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力してインターネットやSNS等も活用しながら広報活動を行う。また、火の取扱いや不始末等による出火の危険性の周知等により、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。

(ロ) 消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し、管理権限者に対する防火体制の徹底について指導するものとする。

(ハ) 周知・啓発は、その対象に応じた効果的な手法や多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向を踏まえたタイミング等にも十分留意する。村民の正しい理解を得るため、本村の置かれた自然条件等を踏まえた林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努める。

ハ 要配慮者対策

村及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア活動等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

イ 防災情報通信網等の整備

村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感

地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

ロ 応援協力体制の整備

村、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

ハ 救助・救急及び医療救護

(イ) 村、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、風水害等対策編第2部第4章「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(ロ) 村及び県は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

ニ 消防力の強化

(イ) 村のとるべき対策

a. 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報機等の防火施設の整備を推進するものとする。

b. 「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成するとともに林野火災を想定した消防施設、消防設備、消防水利、消防資機材等の整備に努めるものとする。

c. 国東市消防署姫島出張所、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

d. 消防団における火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。

ホ 出火に対する警戒体制

(イ) 火入れの許可情報やたき火の届出情報の国東市消防署姫島出張所における把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うことについて助言等を行う。

(ロ) 少雨や乾燥・強風等の気象状況に応じた林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令、村民等に対する注意喚起、警戒パトロール等も含めた防火指導の強化や火の使用制限の徹底等の対応を行うよう助言等を行う。

(ハ) 火災警報発令等の判断に資するよう、火災気象通報の効果的な運用について関係機関と調整を図る。

3 林野火災応急対策

(1) 災害情報の収集伝達

イ 村及び防災関係機関のとるべき措置

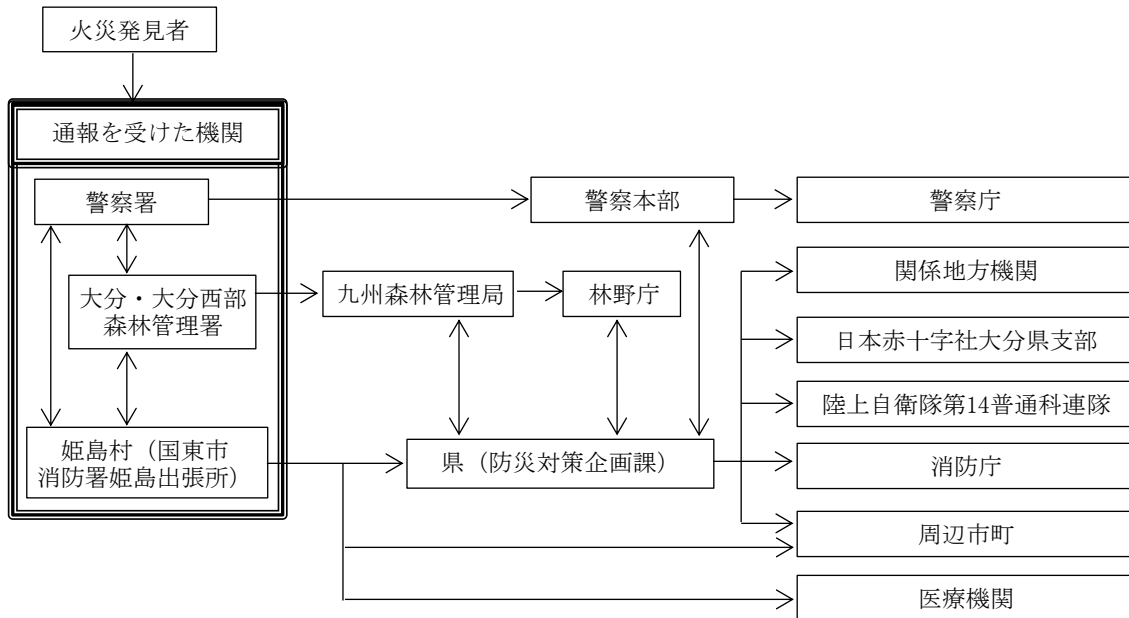
(イ) 村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について風水害等対策編第3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

(ロ) 村及び国東市消防署姫島出張所から県への林野火災の緊急連絡についても、

風水害等対策編第3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

ロ 林野火災情報伝達系統図

林野火災が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



(2) 活動体制の確立

イ 村の活動体制

(イ) 村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(ロ) 水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の整備、建設業者等の所有車両の活用に向けた連携を促進する。

ロ 相互応援協力

(イ) 村は、林野火災に関する情報を速やかに情報共有するとともに、林野火災の規模が国東市消防署姫島出張所の消防体制では十分な対応が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

(ロ) 国東市消防署姫島出張所は、林野火災が大規模で十分な対応が困難と認められる場合には、村との調整の上、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(ハ) 応援部隊と、地域の実情に精通した消防団・国東市消防署姫島出張所との情報共有を密にした連携を確保するものとする。

ハ 自衛隊の災害派遣

村は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、風水害等対策編第3部第2章第9節「自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより、知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

ニ 災害広報

村、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、風水害等対策編第3部第2章第16節「広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

(3) 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

イ 捜索、救助・救急及び医療救護活動

(イ) 村は、国東市消防署姫島出張所、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

(ロ) 国東市消防署姫島出張所は、保有する資機材を活用し、村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

ロ 消火活動

(イ) 村は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、国東市消防署姫島出張所等と連携の上、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

- a. 出動部隊の出動区域
- b. 携行する消防機材及びその他の器具
- c. 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- d. 応援部隊の終結場所及び誘導方法
- e. 応急防火線の設定
- f. 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- g. 交代要員の確保
- h. 救急救護対策
- i. 村民等の避難
- j. 空中消火の要請
- k. 空中消火資機材の手配及び消火体制

(ロ) 国東市消防署姫島出張所は、速やか、かつ、的確に火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、活動終期にあつては確実に鎮火するため残火処理等を徹底するものとする。なお、消火活動に当たっては山間地特有の危険性を把握し、安全管理を徹底するものとする。

(ハ) 大規模な林野火災が発生し、又は大規模となるおそれのある場合は、知事

に空中消火活動の要請をする。

(ニ) 災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ「林野火災空中消火の手引き」等に定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

(ホ) 村は知事を通じて、防災航空隊、陸上自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請及び資機材、消火薬剤の輸送並びに要員の派遣等を要請する。

また、県と連携しヘリコプター等空中の消火活動及び地上の消火活動の連携強化に努めるものとする。

(ヘ) 消火活動の実施における、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理について留意する。

(ト) 応援部隊の人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両の活用について検討する。

(4) 避難誘導

イ 村のとるべき措置

林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、村民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

ロ 要配慮者対策

村及び県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、風水害等対策編第3部第3章第4節「避難の指示等及び誘導」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

ハ 森林内の滞在者

村及び国東市消防署姫島出張所等は、林野火災発生 of 通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

(5) 二次災害の防止

イ 村、県及び国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

ロ 村及び県は、必要に応じて国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、村民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

ハ 村は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

4 林野火災復旧

(1) 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第4部「共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第5部 各種災害対策

- (2) 村及び県は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

第6節 放射性物質事故対策及び原子力災害対策

I 放射性物質事故対策

この節の「I 放射性物質事故対策」については、茨城県東海村の臨界事故のように、放射性物質の漏洩等による多数の死傷者等が発生した、又は発生するおそれがある場合といった放射性物質事故災害に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。姫島村には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」に規定される原子力事業所は存在しないが、近隣の愛媛県伊方町に伊方原子力発電所、佐賀県玄海町に玄海原子力発電所が立地し稼働している。万が一放射性物質の漏洩等による放射性物質事故は影響が大きいことから、放射性物質事故に関する対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「共通する災害予防」及び第3部「共通する災害応急対策」によるものとする。

本県で、放射性物質を使用している事業所は、メーカーの工場、医療機関等である。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

事故等災害に関し、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、「風水害等対策編」に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、以下のとおり定める。

(1) 村

イ 村長、教育委員会

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- (ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (ホ) 活動体制等の確立
- (ヘ) 災害の拡大防止活動の実施
- (ト) 医療救護活動の実施及び調整
- (チ) 広報活動の実施

(2) 消防機関

イ 国東市消防本部姫島出張所

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 防災無線の習熟
- (ニ) 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- (ホ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (ヘ) 活動体制等の確立
- (ト) 災害の拡大防止活動の実施

第5部 各種災害対策

- (チ) 救助・救急活動の実施
- (リ) 消火活動の実施
- (ヌ) 広報活動の実施

(3) 大分県

イ 知事、教育委員会

- (イ) 放射性物質監視体制の整備
- (ロ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ハ) 初動体制の充実
- (ニ) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (ホ) 大分県防災情報通信システムの習熟
- (ヘ) 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- (ト) 情報の収集・連絡
- (チ) 活動体制等の確立
- (リ) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (ヌ) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (ル) 医療救護活動の実施、応援要請等
- (ヲ) 施設及び設備の応急復旧

ロ 警察本部（公安委員会）

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (ホ) 活動体制等の確立
- (ヘ) 災害の拡大防止活動の実施
- (ト) 緊急輸送のための交通の確保
- (チ) 救助活動の実施
- (リ) 危険物等の防除等
- (ヌ) 広報活動の実施

(4) 指定地方行政機関

イ 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- (イ) 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ロ) 緊急輸送のための交通の確保
- (ハ) 救助・救急活動の支援
- (ニ) 消火活動の実施

(5) 自衛隊

- イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

(6) 指定公共機関及び指定地方公共団体

- イ 日本赤十字社（大分県支部）
 - （イ）情報の収集・連絡体制の強化
 - （ロ）初動体制の充実
 - （ハ）防災無線の習熟
 - （ニ）放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - （ホ）情報の収集・連絡
 - （ヘ）活動体制等の確立
 - （ト）救護班の派遣命令
 - （チ）広報活動の実施
- ロ 一般社団法人大分県医師会
 - （イ）情報の収集・連絡体制の強化
 - （ロ）初動体制の充実
 - （ハ）放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - （ニ）情報の収集・連絡
 - （ホ）活動体制等の確立
 - （ヘ）救護班の派遣要請等
 - （ト）広報活動の実施

2 放射性物質事故予防

（1）放射性物質の安全性の確保

イ 放射性物質に対する保安対策

放射性物質を使用する建築物等において、地震、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該施設の関係者は直ちにその旨を消防本部、又は消防署、若しくは消防法第24条の規定により、村長の指定した場所に通報する。

なお、特に必要がある場合、通報を受けた者は県に報告する。

また、地震、火災その他の災害のため放射性物質を他の場所に移した場合には、その周辺に、なわ張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ関係者以外の者が立入ることを禁止する。

ロ 放射性物質使用施設の安全性の確保

放射性物質の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、何らかの要因により放射線の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、村、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

ハ 放射性物質取扱施設の把握

村及び県は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

ニ 避難訓練の実施

村、県及び消防機関は、風水害等対策編第2部第3章第2節「防災訓練」の定

第5部 各種災害対策

めにより放射性物質事故を想定し、村、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び村民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

ホ 防災知識の普及・啓発

村、県及び消防機関は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、村民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

ヘ 要配慮者対策

村及び県は、風水害等対策編第2部第3章第5節「要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

イ 防災情報通信網等の整備

村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備に努めるものとする。

ロ 応援協力体制の整備

(イ) 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

(ロ) 村、県及び防災関係機関は、放射性物質事故災害における応急対策に万全を期すため、隣接市、広域市町村圏等との応援協定の締結推進により、応援協定体制の整備を図るとともに、風水害等対策編第2部第4章「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(ハ) 村、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

ハ 救助・救急及び医療救護

(イ) 村、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定して、風水害等対策編第2部第4章「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(ロ) 村及び県は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(ハ) 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

ニ 消防力の強化

(イ) 事業者の取るべき措置

放射性物質事故災害による被害の拡大を最小限に留めるため、消防活動等について、平時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

(ロ) 村のとるべき措置

消防機関においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消防活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め迅速に消防活動を行うものとする。

3 放射性物質事故応急対策

(1) 災害情報の収集伝達

イ 放射性降下物に対する一般的な周知事項

放射性降下物は、空気中に浮遊して、人体に付着したり、直接又は間接に人間の口などを通じて体内に進入し、各臓器に沈着して放射線を出し、人体に悪影響を与える。従って被害を最小限に止めるため次のことの周知を図る。

(イ) 放射性降下物が雨等に混入し皮膚に付着したときは、比較的簡単に洗い落とせるので、入浴等によって身体を清潔にする。

(ロ) 果物類、葉菜類等は主として表面に放射性降下物が付着しているからよく水洗い（中性洗剤等で洗うのが望ましい）する。

(ハ) 飲料水に対する対策としては、天水飲用者は特に降り始めの雨水を用いないこと。また、天水を飲用に使用する場合は、ろ過（30cm以上の砂の層、又は活性炭の層）することが望ましい。なお、ふたのない井戸や河川の水を飲料水として使用する場合は、井戸には蓋をし、河川水はろ過して使用する。

ロ 事業者の取るべき措置

事業者は、放射性物質事故が発生した場合、速やかに「放射性物質事故災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

ハ 村及び防災関係機関のとるべき措置

(イ) 村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について風水害等対策編第3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

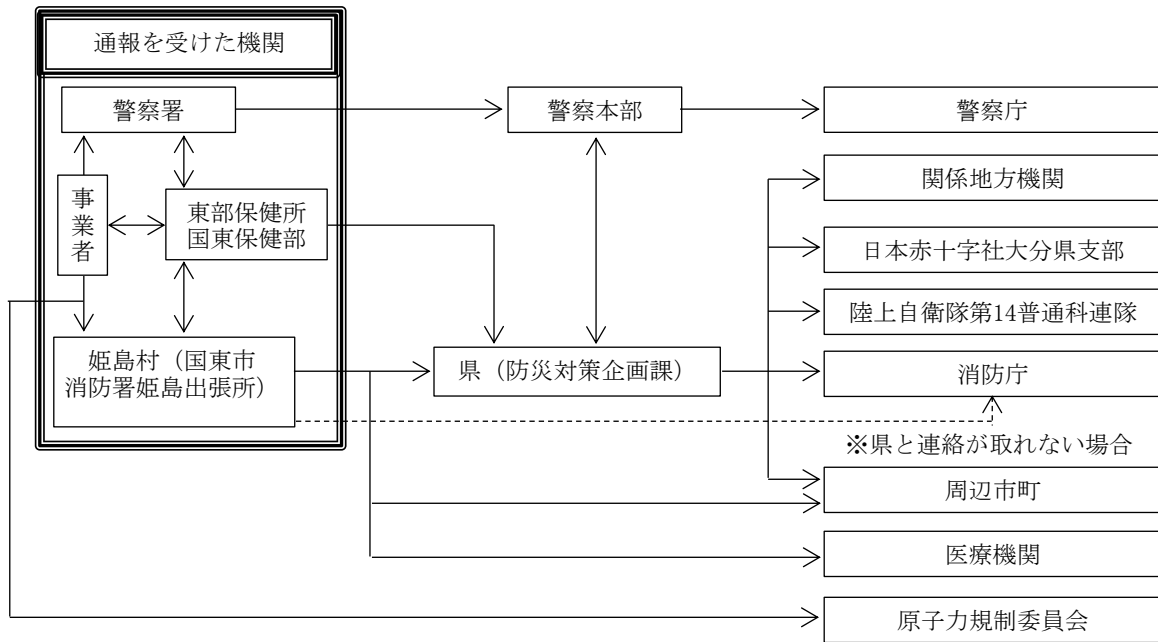
(ロ) 村及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、風水害等対策編第3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

(ハ) 測定機関が放射性降下物（雨及び塵中）の降下量を測定した結果、人体等に影響があると思われる場合、必要があれば県又は警察機関に通報するものとする。

(ニ) 大分地方気象台は、災害時における気象状態の把握及びその気象情報を提供する。

ニ 放射性物質事故災害情報伝達系統図

放射性物質事故災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



(2) 活動体制の確立

イ 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

ロ 村の活動体制

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(イ) 災害対策本部の設置前

a. 準備配備、警戒配備

村は、風水害等対策編第3部第2章第1節「組織」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備に入り、災害に関する情報の収集・連絡にあたるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(ロ) 災害対策本部

a. 災害対策本部の設置

村は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、風水害等対策編第3部第2章第1節「組織」に基づき、災害対策本部を設置し、国、県、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

b. 動員配備体制

動員配備体制については、風水害等対策編第3部第2章第2節「動員配備」の配置基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長（村長）の指示により、配備編成の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 相互応援協力

(イ) 県は、大規模な放射性物質事故災害が発生し、村から応援要請があり、必要があると認めるときには、風水害等対策編第3部第2章第7節「広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

(ロ) 村は、放射性物質事故災害の規模が村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、風水害等対策編第3部第2章第7節「広域的な応援要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

(ハ) 消防本部は、放射性物質事故災害の規模が村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村との調整の上、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

(ニ) 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

ニ 自衛隊の災害派遣

本部長は、必要があると認めるときは、風水害等対策編第3部第2章第9節「自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請する。

ホ 災害広報

村、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、放射性物質事故災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、風水害等対策編第3部第2章第16節「広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

(3) 災害の拡大防止

イ 事業者のとりべき措置

事業者は、放射性物質事故において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検及び応急措置を講ずるものとする。

ロ 村、県、消防機関のとりべき措置

村、県、消防機関等は、関係法の定めにより、環境放射線モニタリングをはじ

第5部 各種災害対策

め、村民避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

(4) 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

イ 搜索、救助・救急、医療救護活動

(イ) 村は、村地域防災計画の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

(ロ) 消防機関は保有する資機材を活用し、村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

(ハ) 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

ロ 消火活動

(イ) 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、当該建築物への延焼防止の対策を講ずるとともに、注水消火にあたっては、放射性物質による汚染拡大防止の措置を講ずる。

(ロ) 県は、村等の要請に基づき、防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。

(ハ) 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

(5) 避難誘導

村は、放射性物質事故により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、風水害等対策編第3部第3章第4節「避難の指示等及び誘導」の定めにより、村民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

また、村、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 防災業務関係者の安全確保

放射性物質事故に従事した防災業務関係者が属する組織は、当該職員の被ばく線量を適切に把握し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。

4 放射性物質事故復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第4部「共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

II 原子力災害対策

この節の「II 原子力災害対策」については、近隣の原子力発電所施設の過酷事故による原子力災害に対して、村民の安全・安心を確保するため関係機関の実施すべき施策を規定する。

本村における原子力防災の基本的事項を定めるもので、各関係機関はこれに基づき実施要領などを定め、具体的に対策を推進していくものとする。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

事故等災害に関し、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、「風水害等対策編」に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、以下のとおり定める。

(1) 姫島村

イ 村長、教育委員会

(イ) 情報の収集・連絡体制の強化

(ロ) 初動体制の充実

(ハ) 防災行政無線の習熟

(ニ) 原子力災害を想定した総合的な防災訓練への協力、参加

(ホ) 情報の収集・連絡、避難誘導等

(ヘ) 活動体制等の確立

(ト) 警戒区域の設定

(チ) 屋内退避・避難体制の構築

(リ) 災害の拡大防止活動の実施

(ヌ) 医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談等）の実施及び調整

(ル) 広報活動の実施

(ヲ) 村民の避難等の指示及び避難所の設置・運営

(ワ) ヘリコプター受援体制の充実強化

(2) 消防機関（国東市消防本部姫島出張所）

イ 国東市消防本部

(イ) 情報の収集・連絡体制の強化

(ロ) 初動体制の充実

(ハ) 防災無線の習熟

(ニ) 原子力災害を想定した総合的な防災訓練の実施

(ホ) 情報の収集・連絡、避難誘導等

(ヘ) 活動体制等の確立

(ト) 救助・救急活動の実施

(チ) 広報活動の実施

(3) 大分県

第5部 各種災害対策

イ 知事、教育委員会

- (イ) 放射性物質監視体制の整備
- (ロ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ハ) 初動体制の充実
- (ニ) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (ホ) 大分県防災情報通信システムの習熟
- (ヘ) 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- (ト) 情報の収集・連絡
- (チ) 活動体制等の確立
- (リ) 屋内退避・避難体制の構築
- (ヌ) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (ル) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (ヲ) 医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談、被ばく者の受入れ等）の実施、応援要請（DMAT）等
- (ワ) 県外避難者の受入体制の構築
- (カ) 食品検査体制の整備
- (ヨ) 広報活動の実施

ロ 警察本部（公安委員会）

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 原子力災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (ホ) 活動体制等の確立
- (ヘ) 災害の拡大防止活動の実施
- (ト) 緊急輸送のための交通の確保
- (チ) 交通規制措置の実施
- (リ) 救助活動の実施
- (ヌ) 犯罪予防等社会秩序の維持
- (ル) 広報活動の実施

(4) 指定地方行政機関

イ 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- (イ) 原子力災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ロ) 災害時における船舶退避及び立入制限の措置
- (ハ) 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
- (ニ) 海上における救助・救急活動の支援
- (ホ) 緊急時、海上モニタリングの支援

ロ 大分地方気象台

- (イ) 気象情報の収集・分析、提供

- (ロ) 広報活動の実施
- (5) 自衛隊
 - イ 情報の収集・連絡体制の強化
 - ロ 原子力災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - ハ 部隊の災害派遣
- (6) 指定公共機関及び指定地方公共団体
 - イ 日本赤十字社（大分県支部）
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 原子力災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ハ) 救護班の派遣命令等
 - (ニ) 救援物資の配布等
 - (ホ) 関係団体への啓発
 - ロ 大分県医師会、大分県薬剤師会、大分県放射線技師会、大分県看護協会
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 原子力災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ハ) 医療救護活動（避難退域時検査含む。）実施への協力
 - (ニ) 医療従事者への啓発

2 被害想定

この節の「Ⅱ 原子力災害対策」の基礎とすべき災害は近隣の原子力発電所事故等により、放射性物質の拡散の影響が広範囲に及び、県内において放射性プルーム通過時の防護対策が必要となったとき又はそのおそれがあるときを想定する。

(1) 本県周辺地域に立地する原子力発電所

■ 対象となる原子力発電所

令和7年4月1日現在

発電所名	伊方発電所		
事業者名	四国電力株式会社		
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3-40-3		
距離	約45km		
設置番号	1号機	2号機	3号機
運転開始	S52.9	S57.3	H6.12
備考	H28.5運転終了	H30.5運転終了	R3.12再稼働

発電所名	玄海原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社			
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖4112-1			
距離	約100km			
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機
運転開始	S50.10	S56.3	H6.3	H9.7
備考	H27.4運転終了	H31.4運転終了	運転中	運転中

発電所名	川内原子力発電所	
事業者名	九州電力株式会社	
所在地	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1765-3	
距離	約 155km	
設置番号	1号機	2号機
運転開始	S59. 7	S60. 11
備考	運転中	運転中

(2) 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響

原子力規制委員会が、平成24年10月31日に制定した「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下、「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲として、原子力施設から概ね半径5kmを目安とする予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び原子力施設から概ね30kmを目安とする緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）が示された。本県は、近傍の原子力発電所（伊方発電所）から最短で約45kmにあり、この区域外であるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮して、本県の対策のあり方や手順を検討していくものとする。

3 原子力発電所事故事前対策

「3 原子力発電所事故事前対策」については、原則、前項の放射性物質の貯蔵・取扱施設事故時の「I 放射性物質事故対策 2 放射性物質事故予防」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

村、県は、防災関係機関及び国、立地県、原子力事業者と連携して応急対策の実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、適切に管理するものとする。

○整理すべき資料の例

- ・人口、世帯数（原子力発電所施設との距離別、方位別、要配慮者の概要、季節的な人口移動に関する資料等）
- ・一般道路、高速道路、鉄道、空港及び港湾等交通手段に関する資料
- ・避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料
- ・配慮すべき施設（幼稚園、学校、病院、老人福祉施設等の資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。））
- ・周辺地域の気象資料
- ・平時環境放射線モニタリング資料
- ・水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

- ・防護資機材の備蓄状況等

(2) 村民の屋内退避・避難体制の整備

イ 屋内退避・避難体制の構築

村は、防災関係機関等と連携して、原子力委員会が示す原子力災害対策指針等を踏まえて、村民の屋内退避及び避難体制の構築に努める。

ロ 避難所等の確保・整備

村は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。また、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、村民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、村民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

ハ 村民等への情報伝達・周知体制

村は、避難の迅速な実施のため屋内退避の方法等村民に提供する情報について、事前に整理し、消防機関、自主防災組織等と連携して緊急時の村民への伝達・周知体制を確保する。

(3) 医療及び健康相談体制の整備

村民の健康を保持し、心理的な動揺・混乱を軽減し又は拡大を予防するため、健康相談体制及び初期原子力災害医療を中心とした医療体制や、医療関係資機材の整備に努める。

イ 村及び県は、今後の原子力規制委員会における検討状況を十分に踏まえ、医療機関等の協力を得て避難退域時検査及び簡易除染の実施及び健康相談の実施の体制整備に努めるものとする。

ロ 村及び県は、国や立地県、原子力事業者等から整備すべき資機材の情報提供を受け、関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤及び放射線測定資機材等の医療資機材、防護服の確保に努めるものとする。

また、原子力災害医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努めるものとする。

液剤調製用資機材：以下の資材を15セット

分類	品名	規格	個数
手袋	センシタッチ・プロ（滅菌済）スクエアパック	各Mサイズ 50 双	1 箱
マスク	シンガーサージカルマスクループ ホワイト	50 枚	1 箱
帽子	ソフトキャップ フリーサイズ 白	100 枚	1 箱
天秤	デジタルはかり	0.01mg 感度	1 台
電池	単3乾電池	単3	12 本
アズワン	薬包紙 純白模様（中）105×105	1,000 枚	1 個
村中	薬匙（大中小3つ組）	1 セット	1 組
メスシリンダー	有栓メスシリンダー	50ml	1 個

分類	品名	規格	個数
メスシリンダー	EM ユーロ PMP メスシリンダー	250ml	1 個
ボトル	遮光プラ容器 (広口瓶)	2,000ml	1 個
ボトル	遮光プラ容器 (広口瓶)	500ml	1 個
ボトル	遮光プラ容器 (広口瓶)	100ml	2 個
漏斗	ポリロート	120ml	1 個
シール	トクラベル 小判 赤	315 枚	1 箱
分注器	連続式自動分注器		1 台
ビーカー	TPX ビーカー	100ml	1 個
薬杯	薬杯 1 号 10cc	100 個	4 袋
スポイト	スポイト	100 本	2 箱
	保管・運搬用バッグ		

○平成29年4月1日現在の備蓄保管場所は、次のとおり。

公益社団法人 大分県薬剤師会 (大分市豊饒441-1)

ハ 医療機関は、原子力災害医療の実施に必要な要員及び医薬品等資機材の整備、提供に協力するものとする。

ニ 村及び県は、村民等が迅速かつ適正に安定ヨウ素剤を服用できるよう、あらかじめ配布・服用の体制の構築に努める。

(4) 原子力災害に関する村民等への知識の普及・啓発

村は、県の協力を得て、村民等に対し原子力防災に関する知識の普及・啓発のため、次に掲げる事項について啓発・広報活動を実施する。

イ 近隣原子力発電所施設の概要に関すること。

ロ 原子力災害とその特性に関すること。

ハ 放射性物質及び放射線の特性に関すること。

ニ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

ホ 緊急時に国、立地県、県及び村等が講じる対策の内容に関すること。

ヘ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。

ト 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること。

チ その他原子力防災に関すること。

4 原子力発電所事故応急対策

「4 原子力発電所事故応急対策」については、原則、前項の放射性物質の貯蔵・取扱施設事故時の「I 放射性物質事故対策 3 放射性物質事故応急対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 村民への情報伝達

村は、放射性物質の影響が五感に感じられない原子力災害の特殊性に鑑み、村民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつ分かりやす

い情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。

イ 情報伝達等にあたっては、村民のニーズを十分に把握し村民に役立つ正確かつきめ細かな対応を心掛けるものとする。

なお、その際、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者等に配慮した伝達等を行うものとする。

ロ 公表内容や時期については、立地県及び原子力災害合同対策協議会と連絡を密にし、協議の上、県内の防災関係機関と相互に連携を図り実施する。

ハ 情報伝達の内容

(イ) 事故、災害等の概況

(ロ) 災害応急対策の状況（村及び県が講じている施策の状況、モニタリングの結果、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等）

(ハ) 災害対策本部等の設置

(ニ) 災害応急対策において村民が実施すべき事項

(ホ) 不安解消のための村民への呼びかけ

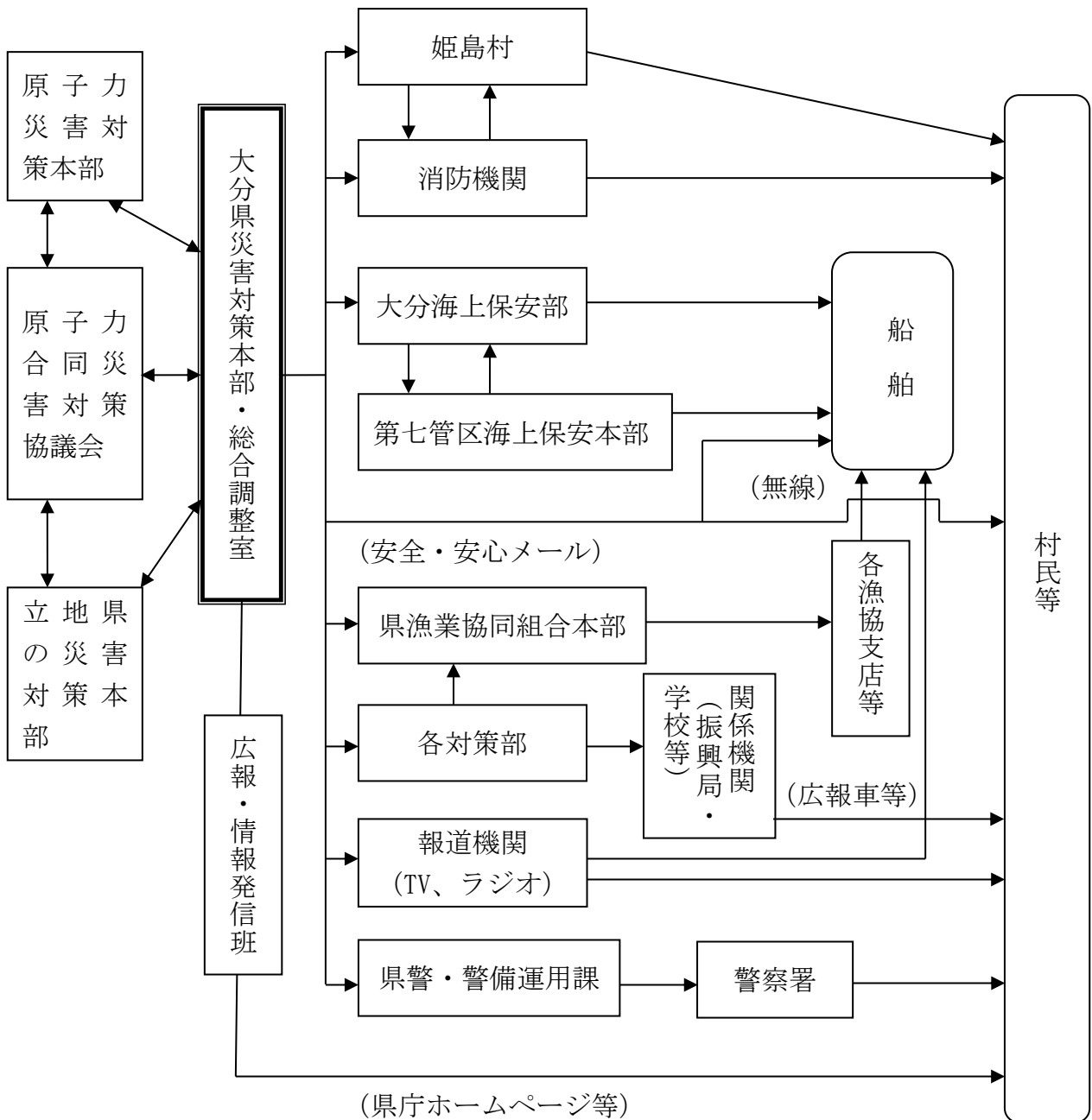
(ヘ) 屋内退避や一時移転を円滑に行うための協力呼びかけ

ニ 情報伝達系統・伝達手段

原子力災害時における村民等への情報の連絡・伝達は、次の情報伝達系統に従い実施する。

また、情報伝達にあたっては、ホームページ、防災情報提供メール（県民安全・安心メール含む。）、SNS、広報車、同報無線、屋外拡声機、CATV、広報紙等の伝達手段のほか放送事業社、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て実施する。

■ 村民への情報伝達系統図



ホ 村民問い合わせ窓口の設置

村は、近隣の原子力施設に緊急事態が発生した場合、村民の不安解消と拡大防止のため、県及び防災関係機関等と連携し、村民等からの問い合わせに対応する窓口の設置を検討するものとする。

なお、放射性物質が放出されその拡散の影響が大分県に及んだ場合又は、そのおそれのある場合は、健康相談を含む村民相談窓口又は総合相談窓口を設置する。

(2) 活動体制

村は、警戒事態発生（災害対策連絡室設置）後は、速やかに職員の非常参集、

情報収集体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるとともに、職員の県災害対策本部への派遣等必要な体制を確保するものとする。

(3) 屋内退避等の防護活動

村は、原子力災害対策措置法第20条第2項の規定に基づき国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

イ 屋内退避・一時移転の要請

(イ) 原子力発電所から30kmを越える区域においても、原子力発電所の事故状況に応じては、屋内退避を行う場合がある。このため内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、村及び県は、屋内退避のための注意喚起を行う。

(ロ) 県は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、村に対して、指示のあった区域内の村民等へ屋内退避等の指示を行うよう要請するものとする。

ロ 屋内退避、避難指示

村は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の村民に対して屋内退避、若しくは一時移転の指示を伝達するものとする。

ハ 屋内退避及び避難・一時移転の基準

原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難・一時移転に関する指標は、次のとおり。

■ 屋内退避及び避難に関する指標

基準値※	基準の概要	避難等の概要
500 μ S v / h	地上1 mでの空間放射線量率	村民を数時間を目途に区域を特定し避難等を実施。 (避難が困難な者については一時屋内退避を含む。)
20 μ S v / h	地上1 mでの空間放射線量率	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

ニ 屋内退避等の実施

屋内退避等の防護措置を実施する場合は、村のほか県、警察、消防、自衛隊等防災関係機関の支援、協力を得て実施する。村は、退避等措置を村民が動揺、混乱しないよう速やかに実施する。

ホ 避難所の開設及び運営

村は、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設し、村民に対して周知を図るものとする。

ヘ 要配慮者等への配慮

村は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

ト 立地県等からの避難者の受入れ

村は、立地県等から避難者の受入れの要請があった場合、大分県原子力災害対策実施要領に基づき、県と連携して受入れを行うものとする。

(4) 健康相談及び医療救護活動の実施

村は、近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及んだ場合、又はそのおそれがある場合は、必要に応じて村民の心身の健康保持のため、村民等に対して健康相談や医療救護活動を実施する。

イ 健康相談及び医療救護活動

村は、国の助言・指導及び協力を得ながら、県内の医療機関等の支援のもと、避難所等で健康相談を実施するとともに、避難所等の巡回相談を実施し避難生活者の心身の健康を確保するものとする。

また、避難基準に基づき避難した避難者等に対して、関係機関の協力を得て避難退域時検査を実施し、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施する。

■ 除染を講じるための基準

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に除染
	β線：13,000cpm【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	

ロ 総合相談窓口の設置

村は、村民の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置し、関係機関との協力のもとに対応するものとする。

ハ 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の服用について、県は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の投与指示があった場合に、村と連携し、あらかじめ定めた配布計画に基づき、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 安定ヨウ素剤の配布

村は、県の災害対策本部長から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、保健所及び関係団体の協力を得て、村民に対して避難所等集合した場所において、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示するものとする。

また、防災業務従事者に対しては、県災害対策本部長が配布し、服用を指示する。

安定ヨウ素剤の配布にあたっては、対象者に対して服用方法、注意事項等を記載したパンフレット等を添付の上、説明を行う。

(イ) 安定ヨウ素剤の服用

a. 服用者

原則として服用不適切項目該当者及び自らの意思で服用をしない者を除く40歳未満の者を対象とする。ただし、40歳以上の者であって、安定ヨウ素剤服用に係る年齢と副作用のリスクとの関係を理解したうえで服用を希望する者については服用可能とする。また、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

b. 服用回数

服用回数は、副作用を考慮し、原則1回とし、その後は避難等の防護措置を優先させる。

c. 服用量及び服用方法

対象者	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸 1丸 50mg	ヨウ化カリウム 液剤 (1ml 16.3mg)
新生児	16.3mg		1ml
生後1か月以上3歳未満	32.5mg		2ml
3歳以上13歳未満	50mg	1丸	3ml
13歳以上	100mg	2丸	6ml

(注1) 液剤は、医薬品ヨウ化カリウムの粉末剤を注射用水に溶解したものをを用いる。

5 原子力災害中長期対策

原子力発電所事故の特殊性に鑑み、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策について、以下に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び村と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。

第7節 危険物等災害対策

この節は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「共通する災害予防」及び第3部「共通する災害応急対策」によるものとする。

ただし、海上への危険物等の流出等による災害対策については、第3節「海上災害対策」、放射性物質の放出により生ずる災害については、第6節「放射性物質事故対策」の定めるところによるものとする。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

事故等災害に関し、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、「風水害等対策編」に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、以下のとおり定める。

(1) 姫島村

イ 村長、教育委員会

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (ホ) 活動体制等の確立
- (ヘ) 災害の拡大防止活動の実施
- (ト) 医療救護活動の実施及び調整
- (チ) 施設及び設備の応急復旧
- (リ) 広報活動の実施
- (ヌ) 被災した公共施設の復旧

ロ 国東市消防本部

- (イ) 危険物保安予防対策の推進
- (ロ) 火薬類保安対策の推進
- (ハ) 危険物等の輸送保安対策の推進
- (ニ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ホ) 初動体制の充実
- (ヘ) 防災無線の習熟
- (ト) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (チ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (リ) 活動体制等の確立

- (ヌ) 災害の拡大防止活動の実施
- (ル) 救助・救急活動の実施
- (ヲ) 消火活動の実施
- (ワ) 危険物等の防除等
- (カ) 広報活動の実施

(2) 大分県

イ 知事、教育委員会

- (イ) 危険物保安予防対策の推進
- (ロ) 高圧ガス保安対策の推進
- (ハ) 火薬類保安対策の推進
- (ニ) 毒物及び劇物保安対策の推進
- (ホ) 危険物等の輸送保安対策の推進
- (ヘ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ト) 初動体制の充実
- (チ) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (リ) 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- (ヌ) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- (ル) 情報の収集・連絡
- (ヲ) 活動体制等の確立
- (ワ) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (カ) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (ヨ) 医療救護活動の実施、応援要請等
- (タ) 消火活動に係る応援要請等
- (レ) 施設及び設備の応急復旧
- (ソ) 広報活動の実施
- (ツ) 被災した公共施設の復旧
- (ネ) 再発防止対策の実施

ロ 警察本部（公安委員会）

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (ホ) 活動体制等の確立
- (ヘ) 災害の拡大防止活動の実施
- (ト) 緊急輸送のための交通の確保
- (チ) 救助活動の実施
- (リ) 危険物等の防除等
- (ヌ) 広報活動の実施

第5部 各種災害対策

(3) 指定地方行政機関

イ 九州産業保安監督部

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 危険物災害等を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ニ) 広報活動の実施

ロ 第七管区海上保安部（大分海上保安部）

- (イ) 危険物等の輸送保安対策の推進
- (ロ) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ハ) 緊急輸送のための交通の確保
- (ニ) 救助・救急活動の支援
- (ホ) 消火活動の実施

(4) 自衛隊

イ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力

ロ 部隊の災害派遣

(5) 指定公共機関及び指定地方公共団体

イ 日本赤十字社（大分県支部）

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 防災無線の習熟
- (ニ) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ホ) 情報の収集・連絡
- (ヘ) 活動体制等の確立
- (ト) 救護班の派遣命令
- (チ) 広報活動の実施

ロ 一般社団法人大分県医師会

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ニ) 情報の収集・連絡
- (ホ) 活動体制等の確立
- (ヘ) 救護班の派遣要請等
- (ト) 広報活動の実施

2 危険物等災害予防

(1) 危険物等の定義

イ 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

ロ 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

ハ 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

ニ 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

(2) 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の製造・貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、村及び県は、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所（以下、「製造所等」という。）に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

イ 危険物

(イ) 事業者の取るべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(ロ) 村、県のとるべき措置

a. 村及び県は、製造所等の設置者又は危険物取扱者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所については、予防規定の作成を通じて必要な指導を行うものとする。

- ① 少量危険物、準危険物に関する届出等の励行
- ② 危険物（少量、準危険物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- ③ 休業、廃止の届出の励行
- ④ 製造所等における事故発生の届出
- ⑤ 危険物取扱者立会の励行
- ⑥ 危険物保安管理体制の確立

b. 村及び県は、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

村及び県は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。

- ① 位置、構造及び設備の維持管理状況
- ② 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ③ 危険物の貯蔵及び取扱状況
- ④ 危険物取扱者の立会状況

c. 消防機関は、危険物の運搬上の災害を予防するため、随時警察官の立会を求めなどして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準

が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。

d. 危険物製造所等の未改修施設と改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。

- ① 整備計画の提出を求め、計画的な改修の促進
(その裏付けとして改修期限の誓約書の提出)
- ② 消防機関の立入検査の強化
- ③ 現地指導による整備計画の推進
- ④ 誠意のない者に対しては、事業の停止命令等の行政処分

e. 災害時の危険物保安対策

① 製造所等の保安対策の確立

災害時においては、特に製造所等の設置者等に対し、次の措置をとるよう指導体制を強化する。

- ・危険物の漏洩並びに放置の防止
 - ・製造所等の清掃並びに整理、整とんの励行
 - ・消火並びに警報設備の現況確認（初期消火体制の確立）
 - ・所内の通報、連絡体制の確立
 - ・危険物の撤去（搬出）並びに保安防御体制の確立
 - ・消防機関及び関係機関との連絡体制の強化
 - ・化学消火設備（器具）及び消火薬剤の重点配置
- 大規模な製造所等の設備者に対しては前①のほか
- ・危険物主要製造所の存する地域に危険区域の設定をする
 - ・危険区域の保安体制は、関係機関との連携を密にし別途対策を樹立する
 - ・自衛消防組織の整備確立
 - ・防火管理機構の強化
 - ・予備化学消火設備（器具）の整備と消火薬剤の重点的配置

② 危険物保有指導体制

- ・標識並びに掲示板の掲示の確認
- ・危険物製造所等の許可施設外での貯蔵及び取扱いの禁止
- ・届出に係る数量及び品名以外の貯蔵取扱いの禁止
- ・指定された容器以外に収納し、貯蔵することの禁止

ロ 高圧ガス

(イ) 事業者の取るべき措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(ロ) 村、九州産業保安監督部、県、県警察本部の取るべき措置

高圧ガスに係る保安は、法による「規制」に加えて、事業者の「自主保安」

の確保にある。

- a. 各事業者は、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに保安の確保を行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図るものとする。
- b. 各事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。
- c. 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。
- d. 高圧ガス移動中の保安対策

防災指定事業所等の充実、同応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。

高圧ガス輸送車の事故に備え、その順路付近の高圧ガス製造事業所等を防災指定事業所に指定し、万一事故が発生した場合、当該指定事業所の製造保安責任者等の協力を要請する（専門技術者）。また、事故現場における措置については、県、警察、消防各関係機関及び防災指定事業所相互で、緊密な協力体制を整えておくこととする。

関係官庁の職員並びに派遣技術者は、警察、消防等関係者と事故現場に立ち入り調査等を実施できるものとする。

関係者は協力して事故原因の調査、究明を行うものとする。

ハ 毒物・劇物

(イ) 事業者の取るべき措置

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

ニ 火薬類

(イ) 事業者の取るべき措置

事業者は、火薬類取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

イ 防災情報通信網等の整備

村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備に努めるものとする。

ロ 応援協力体制の整備

(イ) 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

(ロ) 村、県及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市、広域市町村圏等との応援協定の締結推進により、応援協定体制の整備を図るとともに、風水害等対策編第2部第4章「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(ハ) 村、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

ハ 救助・救急及び医療救護

(イ) 村、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定して、風水害等対策編第2部第4章「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(ロ) 村及び県は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(ハ) 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

ニ 消防力の強化

(イ) 事業者の取るべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

(ロ) 村の取るべき措置

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

ホ 危険物等の大量流出時における防除活動

消防機関、関係事業者は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備するものとする。

ヘ 避難対策

村は避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から村民への周知徹底に努めるとともに、風水害等

対策編第2部第3章第4節「消防団・ボランティアの育成・強化」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

ト 防災訓練の実施

村、県、防災関係機関は、風水害等対策編第2部第3章第2節「防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、村、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び村民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

チ 防災知識の普及・啓発

村、九州産業保安監督部、県、県警察本部は液化石油ガス消費者保安対策として次のことを行うものとする。

(イ) 一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施

(ロ) 一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施

村、県及び消防機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、村民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

リ 要配慮者対策

村及び県は、風水害等対策編第2部第3章第5節「要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 危険物等災害応急対策

(1) 災害情報の収集伝達

イ 事業者の取るべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに「危険物等災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

ロ 村及び防災関係機関の取るべき措置

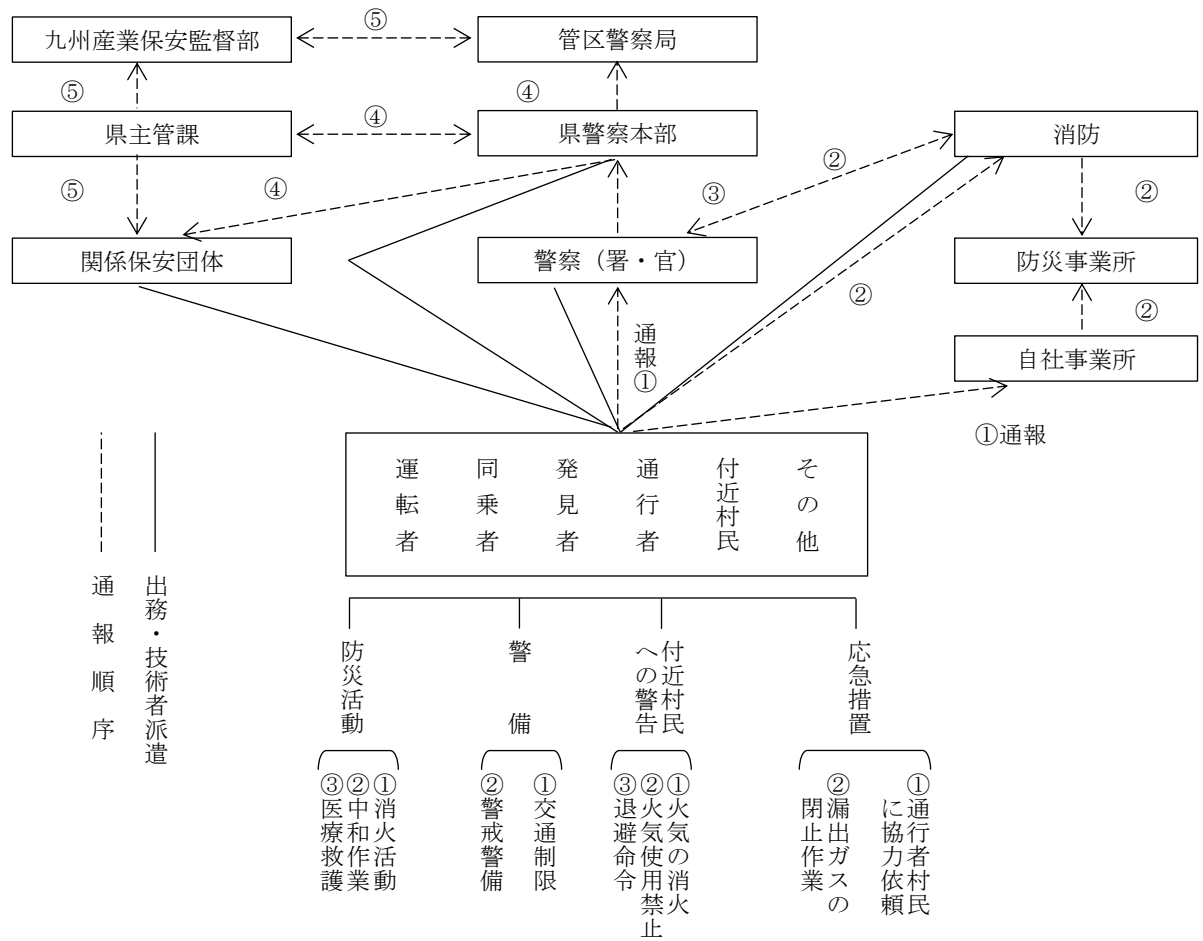
(イ) 村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について風水害等対策編第3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

(ロ) 村及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、風水害等対策編第3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

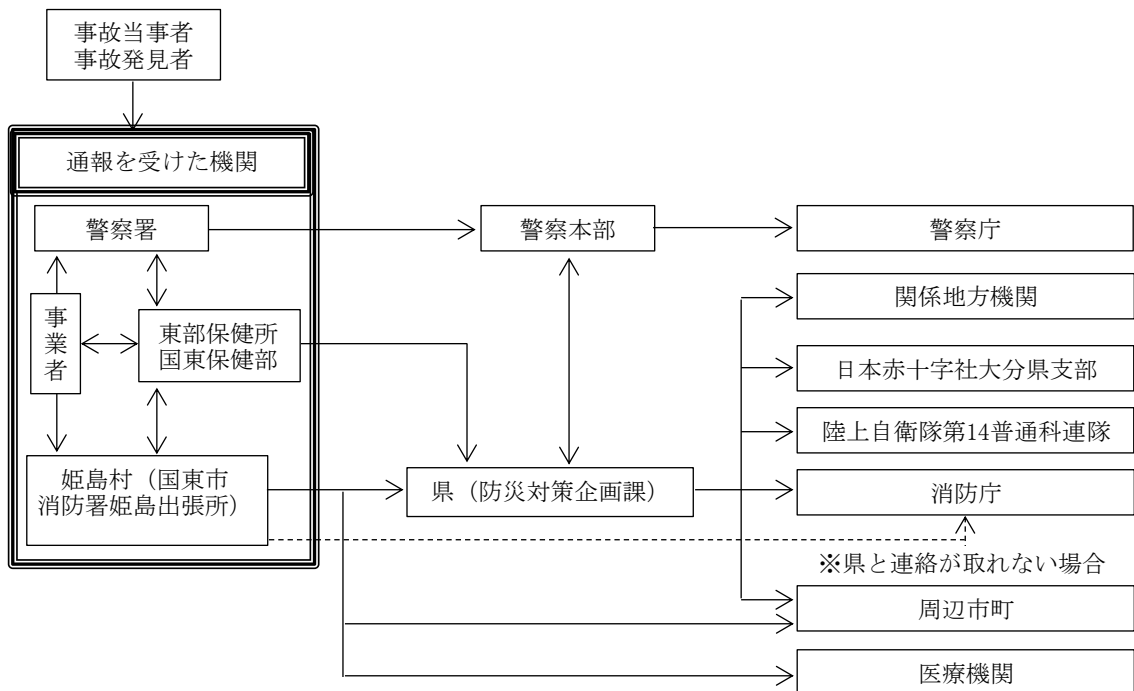
ハ 危険物等災害情報伝達系統図

(イ) 高圧ガス輸送車の事故が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

第5部 各種災害対策



(ロ) 高压ガス輸送車以外の危険物等災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



(2) 活動体制の確立

イ 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

ロ 村の活動体制

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

ハ 相互応援協力

(イ) 村は、危険物等災害の規模が村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、風水害等対策編第3部第2章第7節「広域的な応援要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めものとする。

(ロ) 消防本部は、危険物等災害の規模が村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村との調整の上、県消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

(ハ) 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

ニ 災害広報

村、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、風水害等対策編第3部第2章第16節「広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

(3) 災害の拡大防止

イ 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検及び応急措置を講ずるものとする。

ロ 村、県、消防機関等のとるべき措置

村、県、消防機関等は、関係法の定めにより、事故現場への技術者派遣等による危険物等災害時の危険物等流出・拡散防止及び除去、環境放射線モニタリングをはじめ、村民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

また、防災指定事業所の派遣技術者は、警察、消防署等関係者に必要な措置を助言する。関係者は協議の上、次の緊急措置を講ずるものとする。

- (イ) 事故現場周辺の火気使用厳禁を徹底させること（範囲は状況に応じて定め風下方向に重点をおくこと）。
 - (ロ) 輸送車の容器弁又はバルブ等の一部に故障を生じ、ガスの漏出が少量の場合で爆発の危険性がないときは、応急的な漏洩防止措置を講ずること。
 - (ハ) 交通の制限は風下ほど広範囲に実施すること。
 - (ニ) 付近の村民の避難指示及び風上に避難場所を定め、ガス臭のある地域の村民を速やかに誘導すること。
 - (ホ) 避難誘導にあたっては、ガス臭のある地域を避けて誘導すること。
 - (ヘ) ガスの検知にあたって、側溝や下水溝等には、ガスの滞留が考えられるので、遠距離までガスの有無について点検を行うこと。
- (4) 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動
- イ 捜索、救助・救急、医療救護活動
 - (イ) 村は、村地域防災計画の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。
 - (ロ) 消防機関は、保有する資機材を活用し、村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
 - (ハ) 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。
 - ロ 消火活動
 - (イ) 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
 - (ロ) 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。
- (5) 危険物等の大量流出に対する応急対策
- イ 事業者、消防機関、県警察本部等のとるべき措置
 - 事業者、消防機関及び県警察本部等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。
 - ロ 村及び県のとるべき措置
 - 村及び県は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境放射線モニタリング、危険物等の処理等に必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 避難誘導
- 村は、危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、風水害等対策編第3部第3章第4節「避難の指示等及び誘導」の定めにより、村民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。
- また、村、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における

生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

4 危険物等災害復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第4部「共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第8節 その他の災害対策

この節は、第7節までに述べられていない、突発的に発生した大規模な事故等に対して、防災関係機関が実施する応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第2部「共通する災害予防」及び第3部「共通する災害応急対策」によるものとする。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

事故等災害に関し、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、「風水害等対策編」に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、以下のとおり定める。

(1) 姫島村

イ 村長、教育委員会

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 総合的な防災訓練の実施
- (ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (ホ) 活動体制等の確立
- (ヘ) 災害の拡大防止活動の実施
- (ト) 医療救護活動の実施及び調整
- (チ) 広報活動の実施

ロ 国東市消防本部

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 防災無線の習熟
- (ニ) 総合的な防災訓練の実施
- (ホ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
- (ヘ) 活動体制等の確立
- (ト) 災害の拡大防止活動の実施
- (チ) 救助・救急活動の実施
- (リ) 消火活動の実施
- (ヌ) 広報活動の実施

(2) 大分県

イ 知事、教育委員会

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) ヘリコプター受援体制の充実強化
- (ニ) 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- (ホ) 総合的な防災訓練の実施

- (へ) 情報の収集・連絡
- (ト) 活動体制等の確立
- (チ) 緊急輸送活動の支援及び調整
- (リ) 救助・救急活動に係る応援要請等
- (ヌ) 医療救護活動の実施、応援要請等
- (ル) 消火活動に係る応援要請等
- (ヲ) 広報活動の実施
- ロ 警察本部（公安委員会）
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実
 - (ハ) 総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ニ) 情報の収集・連絡、避難誘導等
 - (ホ) 活動体制等の確立
 - (へ) 災害の拡大防止活動の実施
 - (ト) 緊急輸送のための交通の確保
 - (チ) 救助活動の実施
 - (リ) 危険物等の防除等
 - (ヌ) 広報活動の実施
- (3) 指定地方行政機関
 - イ 九州産業保安監督部及び九州経済産業局
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実
 - (ハ) 総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ニ) 広報活動の実施
- (4) 自衛隊
 - イ 総合的な防災訓練への参加又は協力
 - ロ 部隊の災害派遣
- (5) 指定公共機関及び指定地方公共団体
 - イ 日本赤十字社（大分県支部）
 - (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
 - (ロ) 初動体制の充実
 - (ハ) 防災無線の習熟
 - (ニ) 総合的な防災訓練への参加又は協力
 - (ホ) 情報の収集・連絡
 - (へ) 活動体制等の確立
 - (ト) 救護班の派遣命令
 - (チ) 広報活動の実施
 - ロ 一般社団法人大分県医師会

第5部 各種災害対策

- (イ) 情報の収集・連絡体制の強化
- (ロ) 初動体制の充実
- (ハ) 総合的な防災訓練への参加又は協力
- (ニ) 情報の収集・連絡
- (ホ) 活動体制等の確立
- (ヘ) 救護班の派遣要請等
- (ト) 広報活動の実施

2 その他の災害の予防

(1) 自然公園施設の災害防止対策

国立公園を中核とする自然公園の山岳地帯における登山客等の災害予防に努めるため、登山客の指導、施設の安全点検等を行う。

また、関係警察機関においては、大分県山岳遭難対策協議会と連携して山岳パトロール、施設の点検・整備・登山客等の指導及び災害事故発生時の捜索、救助活動を行うものとする。

なお、民間の施設はそれぞれにおいて、自主的な災害防止対策を実施するものとする。

(2) がけ地近接危険住宅の災害防止対策

がけに近接し、かつ他の防災事業によらない点在危険住宅の移転に対して助成を行い、災害の防止に努める。

3 その他の災害の応急対策

(1) 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的に発生した大規模な事故により、傷病者が集団的に発生した場合の医療救護については、当面次により関係機関が必要な措置をとるものとする。

イ 災害の発生を知った防災関係機関は、直ちに、その内容を最寄りの警察機関及び村に通報する。通報を受けた村は、東部保健所国東保健部、国東市医師会及び日本赤十字社大分県支部に通報することとし、その他の関係機関相互の通報及び伝達は、通報伝達系統図により行うものとする。

ロ 前イにより通報を受けた機関は、自発的かつ速やかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動するものとする。

この場合、必要な医療品及び衛生用資機材は、村、県（東部保健所国東保健部、東部振興局）及び日本赤十字社大分県支部が協議の上調達するものとする。

(イ) 村、県（東部保健所国東保健部、東部振興局）、国東市医師会、県医師会、日本赤十字社大分県支部及び警察機関は、直ちに現地に村長を総括責任者とする現地対策本部を設け、医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図るものとする。

(ロ) 対策本部の総括責任者は、村長とする。

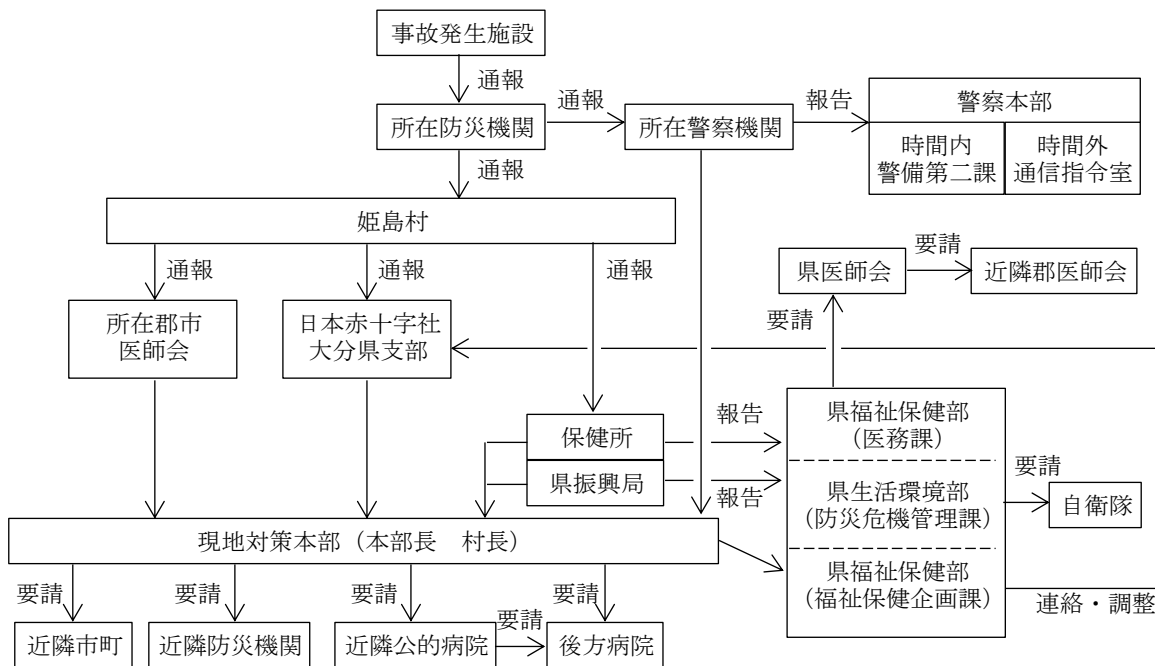
ハ 対策本部の総括責任者である村長は、傷病者が多数にのぼり、村のみでの対

応が困難と判断した場合は、他の関係機関に応援を求めることができる。

応援要請を受けた機関は、速やかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動するものとする。

二 医療救護に要する経費等は、事故の規模、事故の態様に応じて関係機関が協議の上負担するものとする。

■ 集団災害救急医療救護に係わる関係機関通報、伝達系統図



4 その他の災害の復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第4部「共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

姫島村地域防災計画

(事故等災害対策編)

令和8年3月

姫島村防災会議

〒872-1501 大分県東国東郡姫島村1630-1

TEL : 0978-87-2281

FAX : 0978-87-3629

URL <https://www.himeshima.jp>

企画・編集 : 姫島村 総務課